

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-基-005 改 04
提出年月日	2023 年 6 月 2 日

基本設計方針に関する説明資料

【第5条 地震による損傷の防止】

【第50条 地震による損傷の防止】

- ・ 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- ・ 条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

- ・ 先行審査プラントの記載との比較

2023年6月
中国電力株式会社

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（DB）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 「イ 発電用原子炉施設の位置」の記述のうち、2号炉に関して、以下のとおり変更する。</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置 (1) 敷地の面積及び形状 <u>耐震重要施設については、基準地震動S_sによる地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</u> ⑦-1</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (1) 耐震構造 本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。□</p>	<p>1.4 耐震設計 発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」, 「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」, 「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。◇</p>		

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>(地震による損傷の防止) 第五条 設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。①、③、④、⑤</p> <p>【解釈】 第5条（地震による損傷の防止） 1 第1項の規定は、設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。①、③、④、⑤</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安</p>	<p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（設置（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「基準地震動S_s」という。））による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に</p>	<p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 ①-1、②-1【5条1】</p> <p>a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（設置（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「基準地震動S_s」という。））による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ②-2【5条2】</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点か</p>	<p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計 設計基準対象施設については、耐震設計上の重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。③（①-1、②-1）</p> <p>a. 耐震重要施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 ③（②-2）</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下のとおり、Sクラス、</p>	<p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。①-1、②-1</p> <p>(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。②-2</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止す</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備。）</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 2.1.1 耐震設計 （以下同様の施設区分）</p>

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。②，③，④，⑤，⑥</p> <p>【解釈】 2 第2項の規定は、設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。 ②，③，④，⑤，⑥</p> <p>【解釈】 3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。具体的には、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することをいう。②</p>	<p>応じて、Sクラス，Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>d. Sクラスの施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。</p>	<p>ら、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス，Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>①-2，③-1【5条3】</p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>①-3，②-3【5条4】</p> <p>d. Sクラスの施設（f.に記載のものうち、津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。）），浸水防</p>	<p>Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>③（①-2，③-1）</p>	<p>る観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス，Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>①-2，③-1</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。◇</p> <p>なお、<u>建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</u> <u>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</u>①-3，②-3</p> <p>(4) <u>Sクラスの施設（(6)に記載のものうち、津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。）），浸</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>建物・構築物については，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し，建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動S_sによる応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。</p>	<p>止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する設備（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は，基準地震動S_sによる地震力に対して，その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>②-4【5条5】</p> <p>建物・構築物については，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し，建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動S_sによる応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の</p>		<p><u>水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する設備（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は，基準地震動S_sによる地震力に対して，その安全機能が保持できるように設計する。②-4</u></p>	<p>・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。）</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（動的機能維持の評価方針の明確化。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>また，設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動 S_d（以下「弾性設計用地震動 S_d」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については，発生する応力に対して，「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については，応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>e. Sクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>②-5【5条6】</p> <p>また，設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動 S_d（以下「弾性設計用地震動 S_d」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>①-4【5条7】</p> <p>建物・構築物については，発生する応力に対して，「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については，応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>①-5【5条8】</p> <p>e. Sクラスの施設（f.に記載のものうち，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）について，静的地震力は，水平地震力と</p>		<p>また，弾性設計用地震動 S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して，<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</u>①-4</p> <p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものうち，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については，<u>静的地震力は，水平地震</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり</p>	<p>②-5 引用元：P17</p> <p>①-5 引用元：P18</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>f. 屋外重要土木構造物は，基準地震動 S_s による地震力に対して，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</p>	<p>鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ①-6【5条9】</p> <p>また，基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ④-1【5条10】</p> <p>f. 屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は，基準地震動 S_s による地震力に対して，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計</p>		<p><u>力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。①-6</u></p> <p>また，<u>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u>なお，水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し，影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。 ④-1</p> <p>(6) <u>屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は，基準地震動 S_s による地震力に対して，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるよう</u></p>	<p>り。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（「津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備」，「浸水防止設備の設計方針」並びに「水平2方向及び鉛直方向の組合せ」。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>とする。②-6ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，<u>基準地震動S_sによる地震力に対し</u>，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，浸水防止機能に影響を及ぼさない設計とする。また，<u>浸水防止設備のうち動的機器である隔離弁</u>については，基準地震動S_sによる地震力に対して，その設備に要求される機能を保持するように設計する。さらに，<u>浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管</u>については，<u>弾性設計用地震動S_dによる地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力</u>に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>なお，基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。ただし，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>②-7【5条11】</p>		<p>に設計する。②-6ただし，<u>浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管</u>については，<u>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，浸水防止機能に影響を及ぼさないように</u>，また，<u>動的機器等</u>については，<u>基準地震動S_sによる応答</u>に対して，その設備に要求される機能を保持するように設計する。また，<u>弾性設計用地震動S_dによる地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力</u>に対して，<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>なお，<u>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せ</u>については，上記(5)と同様とする。</p> <p>②-7</p> <p>また，重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。◇</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>g. Bクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>また，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。</p> <p>Cクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>g. Bクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>また，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>①-7，④-2【5条12】</p> <p>Cクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>①-8【5条13】</p> <p>h. 耐震重要施設は，<u>それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）</u>の波及的影響によって，その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>②-8，⑥-1【5条14】</p>		<p>(7) <u>Bクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>また，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。なお，<u>当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし，Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</u></p> <p>①-7，④-2</p> <p>(8) <u>Cクラスの施設は，静的地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>①-8</p> <p>(9) <u>耐震重要施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって，その安全機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>②-8，⑥-1</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>i. Sクラスの施設及びその間接支持構造物のうち，地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2000を上回る場合においても，施設の安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>⑩-1【5条15】</p>		<p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。◇</p> <p>(11) <u>Sクラスの施設及びその間接支持構造物等のうち，地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る施設においては，PS検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで，グラウンドアンカを考慮することにより，施設の安全機能を損なわないように設計する。⑩-1</u></p> <p>(12) 設計基準対象施設の設計においては，防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ，地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し，同設備の効果が及ぶ範囲においては，その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては，自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（基礎地盤の傾斜に対する影響検討については，「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」の要求事項に関連し，変更後の記載を追記。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。⑨</p> <p>【解釈】</p> <p>5 第4項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。⑨</p>	<p>(2) 耐震重要度分類</p> <p>a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p>	<p>j. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>②-9【5条16】</p> <p>k. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。</p> <p>弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</p> <p>⑨-1【5条17】</p> <p>(2) 耐震重要度分類</p> <p>a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>③-2【5条18】</p>		<p>(8-1)</p> <p>(13) <u>耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>②-9</p> <p>(14) <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動S_sによる地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p> <p>⑨-1</p> <p>1.4.1.2 耐震重要度分類</p> <p><u>設計基準対象施設の耐震重要度を次のように分類する。</u></p> <p>③-2</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（地盤変状の考慮。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（燃料被覆管の閉じ込めの機能。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(a) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して，原子炉を停止し，炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設，自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し，放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設，これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設であって，その影響が大きいものであり，次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後，炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダ 	<p>(a) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して，原子炉を停止し，炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設，自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し，放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設，これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって，その影響が大きいものであり，次の施設を含む。</p> <p>③-3【5条19】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後，炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダ 	<p>Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して，原子炉を停止し，炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設，自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し，放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設，これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって，その影響が大きいもの</p> <p>③ (③-3)</p>	<p>(1) <u>Sクラスの施設</u></p> <p><u>地震により発生するおそれがある事象に対して，原子炉を停止し，炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設，自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し，放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設，これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって，その影響が大きいものであり，次の施設を含む。</u></p> <p>③-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</u> ・<u>使用済燃料を貯蔵するための施設</u> ・<u>原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設</u> ・<u>原子炉停止後，炉心から崩壊熱を除去するための施設</u> ・<u>原子炉冷却材圧力バウンダ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>リ破損事故後，炉心から崩壊熱を除去するための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に，圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 放射性物質の放出を伴うような事故の際に，その外部放散を抑制するための施設であり，上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり，次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて，一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし，内蔵量が少ない又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する 	<p>リ破損事故後，炉心から崩壊熱を除去するための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に，圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 放射性物質の放出を伴うような事故の際に，その外部放散を抑制するための施設であり，上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 津波防護施設及び浸水防止設備 津波監視設備 <p>③-4【5条20】</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり，次の施設を含む。</p> <p>③-5【5条21】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて，一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし，内蔵量が少ない又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する 	<p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>③ (③-5)</p>	<p><u>リ破損事故後，炉心から崩壊熱を除去するための施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に，圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</u> <u>放射性物質の放出を伴うような事故の際に，その外部放散を抑制するための施設であり，上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設</u> <u>津波防護施設及び浸水防止設備</u> <u>津波監視設備</u> <p>③-4</p> <p>(2) <u>Bクラスの施設</u> <u>安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり，次の施設を含む。</u></p> <p>③-5</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて，一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</u> <u>放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし，内蔵量が少ない又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 差異なし。 差異なし。 要求事項に対する設計の明確化。 差異なし。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>規則（昭和53年通商産業省令第77号）第二条第二項第六号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 使用済燃料を冷却するための施設 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。</p>	<p>規則（昭和53年通商産業省令第77号）第二条第二項第六号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 使用済燃料を冷却するための施設 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>③-6【5条22】</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>③-7【5条23】</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動につ</p>	<p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>③ (③-7)</p>	<p><u>規則（昭和53年通商産業省令第77号）第二条第二項第六号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</u> <u>使用済燃料を冷却するための施設</u> <u>放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</u> <p>③-6</p> <p>(3) <u>Cクラスの施設</u> <u>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</u>である。</p> <p>③-7</p> <p><u>上記に基づくクラス別施設を第1.4.1-1表に示す。</u> <u>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動につ</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項に伴う差異。（波及的影響については追加要求事項に該当。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は，Sクラスの施設，Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし，それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定する。</p>	<p>いても併記する。 ③-8【5条24】</p> <p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 ④-3【5条25】</p> <p>a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は，Sクラスの施設（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。），Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし，それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定する。 ④-4【5条26】</p> <p>ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。 ④-5【5条27】</p>	<p>c. Sクラスの施設（e.に記載のものうち，津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。），浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する設備（以下「津波監視設備」という。）を除く。），Bクラス及びCクラスの施設は，建物・構築物については，地震層せん断力係数C_iに，それぞれ3.0，1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力，機器・配管系については，それぞれ3.6，1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。 ③（①-4，④-4，④-6，④-11）</p>	<p>いても併記する。 ③-8</p> <p>1.4.1.3 <u>地震力の算定方法</u> <u>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</u> ④-3</p> <p>(1) <u>静的地震力</u> <u>静的地震力は，Sクラスの施設（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。），Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし，それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定する。</u> ④-4</p> <p><u>ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</u> ④-5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>(a) 建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は，Sクラス，Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準と</p>	<p>(a) 建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ④-6【5条28】</p> <p>ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。④-7【5条29】</p> <p>また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は，Sクラス，Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。④-8【5条30】</p> <p>Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準と</p>	<p>(a) 建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ④-6【5条28】</p> <p>ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。③ (④-7)</p>	<p>a. 建物・構築物 <u>水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</u> <u>Sクラス 3.0</u> <u>Bクラス 1.5</u> <u>Cクラス 1.0</u> ④-6</p> <p>ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。④-7</p> <p>また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は，<u>Sクラス，Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</u>④-8</p> <p>Sクラスの施設については，<u>水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準と</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p>	<p>備考</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>し，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。</p> <p>ただし，土木建造物の静的地震力は，安全上適切と認められる規格及び基準を参考に，Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 静的地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	<p>し，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。④-9【5条31】</p> <p>ただし，土木建造物の静的地震力は，安全上適切と認められる規格及び基準を参考に，Cクラスに適用される静的地震力を適用する。④-10【5条32】</p> <p>(b) 機器・配管系 静的地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。④-11</p> <p>Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。④-12【5条33】</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増係数の適用については，耐震性向上の観点から，一般産業施設，公共</p>	<p>し，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。④-9【5条31】</p> <p>ただし，土木建造物の静的地震力は，安全上適切と認められる規格及び基準を参考に，Cクラスに適用される静的地震力を適用する。③ (④-10)</p> <p>Sクラスの施設（e.に記載のもののうち，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，建物・構築物については，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度，機器・配管系については，これを1.2倍した鉛直震度から算定する。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。③ (④-9, ④-11, ④-12)</p>	<p>し，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。④-9</p> <p>ただし，土木建造物の静的地震力は，安全上適切と認められる規格及び基準を参考に，Cクラスに適用される静的地震力を適用する。④-10</p> <p>b. 機器・配管系 静的地震力は，上記a.に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。④-11</p> <p>なお，Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。④-12</p> <p>上記a.及びb.の標準せん断力係数C_0等の割増係数の適用については，耐震性向上の観点から，一般産業施設，公</p>	<p>し，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。④-9</p> <p>ただし，土木建造物の静的地震力は，安全上適切と認められる規格及び基準を参考に，Cクラスに適用される静的地震力を適用する。④-10</p> <p>b. 機器・配管系 静的地震力は，上記a.に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。④-11</p> <p>なお，Sクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。④-12</p> <p>上記a.及びb.の標準せん断力係数C_0等の割増係数の適用については，耐震性向上の観点から，一般産業施設，公</p>	<p>・差異なし。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>備考</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。 ④-13【5条34】	d. Sクラスの施設（e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。③（②-4） <u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。②-5</u> また、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力	<u>共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</u> ④-13	・追加要求事項による差異あり。（標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用。）	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p>	<p>b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p>	<p>に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。③（①-4）</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。①-5</p> <p>なお、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ③（④-1）</p>	<p>(2) 動的地震力 動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、構造特性から水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備。）</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては，弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物については，基準地震動S_sによる地震力を適用する。</p>	<p>④-14【5条35】</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては，弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>④-15【5条36】</p> <p>屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，基準地震動S_sによる地震力を適用する。④-16</p> <p>ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力を適用する。</p> <p>④-17【5条37】</p> <p>動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p>		<p>が考えられる施設及び設備については，水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して，許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>④-14</p> <p><u>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては，弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</u></p> <p>④-15</p> <p><u>屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，基準地震動S_sによる地震力を適用する。</u>④-16</p> <p><u>ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力を適用する。</u></p> <p>④-17</p>	<p>設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。） ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。</p> <p>動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮したうえで既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>④【5条38】</p>	<p>基準地震動 S_s は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動 S_s の応答スペクトルを第1図及び第2図に、加速度時刻歴波形を第3図～第7図に示す。②</p> <p>基準地震動 S_s の策定においては、S波速度が700m/s以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布している硬質地盤に解放基盤表面を設定することとし、標高-10mの位置とする。②</p> <p>また、弾性設計用地震動 S_d</p>	<p>添付書類六の「5.地震」に示す基準地震動 S_s は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 $S_s - D$ の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-6}$ 程度、基準地震動 $S_s - F1$ 及び $S_s - F2$ の年超過確率は $10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度であり、「震源を特定せず策定する地震動」に基づき設定した基準地震動 $S_s - N1$ 及び $S_s - N2$ の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-6}$ 程度で</p>	<p>・追加要求事項による差異あり。（ばらつき等の考慮並びに水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			は，基準地震動 S_s との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないような値として，工学的判断から基準地震動 S_s に係数0.5を乗じて設定する。さらに，「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定，平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動 S_d として設定する。 ²⁾	ある。 ^① また，弾性設計用地震動 S_d は，基準地震動 S_s との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動 S_s に係数0.5を乗じて設定する。ここで，係数0.5は，工学的判断として，発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見 ⁽¹⁾ を踏まえた値とする。 さらに，弾性設計用地震動 S_d の設定に当たっては，「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定，平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動 S_1 も考慮することとするが，基準地震動 S_s の係数倍で基準地震動 S_1 の応答スペクトルを包絡することは過大な地震動となり合理的な設計ができないことから，基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動 S_d として設定する。その際，鉛直方向の地震動は，水平方向の2/3倍をおおむね下回らないように設定する。 また，建物・構築物及び機器・配管系ともに0.5を採用		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(a) 入力地震動 解放基盤表面は，S波速度が700m/s以上となっている標高-10mとしている。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地</p>	<p>(a) 入力地震動 解放基盤表面は，S波速度が700m/s以上となっている標高-10mとしている。</p> <p>④-18【5条39】</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地</p>		<p>することで，弾性設計用地震動S_dに対する設計に一貫性をとる。</p> <p>なお，弾性設計用地震動S_d-Dの年超過確率は10⁻³～10⁻⁵程度，弾性設計用地震動S_d-F₁，S_d-F₂，S_d-N₁及びS_d-N₂は10⁻³～10⁻⁴程度，S_d-1は10⁻³～10⁻⁴程度である。</p> <p>弾性設計用地震動S_dの応答スペクトルを第1.4-1図及び第1.4-2図に，弾性設計用地震動S_dの加速度時刻歴波形を第1.4-3図～第1.4-8図に，弾性設計用地震動S_dと基準地震動S₁の応答スペクトルの比較を第1.4-9図に，弾性設計用地震動S_dと解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4-10図及び第1.4-11図に示す。◇</p> <p>a. <u>入力地震動</u> <u>解放基盤表面は，S波速度が700m/s以上となっている標高-10mとしている。</u></p> <p>④-18</p> <p><u>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震重要度分類がBクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</p>	<p>震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p> <p>④-19【5条40】</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>④-20【5条41】</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震重要度分類がBクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</p> <p>④-21【5条42】</p>	<p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。建物・構築物及び機器・配管系とともに、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。④-21</p>	<p>震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p> <p>④-19</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>④-20</p>	<p>確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差異なし。 <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，建物・構築物の地</p>	<p>(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，建物・構築物の地</p>	<p>e. 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は，基準地震動S_sによる地震力に対して，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。③(②-6) ただし，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，弾性設計用地震動S_dによる地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。なお，基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。 ③(④-17)</p>	<p>b. 地震応答解析 (a) 動的解析法 i 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は，時刻歴応答解析法又は線形解析</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>震応答解析及び床応答スペクトルの策定は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。</p> <p>また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況，地盤の剛性等を考慮して定める。</p> <p>設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p>	<p>震応答解析及び床応答スペクトルの策定は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。</p> <p>また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況，地盤の剛性等を考慮して定める。</p> <p>設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>④-22【5条43】</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超え</p>		<p><u>に適用可能な周波数応答解析法による。</u></p> <p><u>建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</u></p> <p><u>動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばねは，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。</u></p> <p><u>設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。</u></p> <p>④-22</p> <p><u>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</u></p> <p><u>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超え</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・設計方針の明確化による差異あり。また，追加要求事項による差異あり。（ばらつき等の考慮。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>る場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定したうえで、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>④-23【5条44】</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p>		<p>る場合には、<u>実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</u></p> <p>また、<u>Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</u></p> <p><u>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</u></p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。④-23</p> <p><u>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(ロ) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析</p>	<p>有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。④-24</p> <p>原子炉建物については，3次元FEM解析等から，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。 動的解析に用いる解析モデルは，地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかに行う。 地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 ④-25【5条45】</p> <p>(ロ) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手</p>		<p><u>解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。④-24</u></p> <p><u>原子炉建物については，3次元FEM解析等から，建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</u></p> <p><u>屋外重要土木構造物の動的解析は，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかに行う。</u> なお，<u>地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。④-25</u></p> <p>ii <u>機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手</u></p>	<p>り。（ばらつき等の考慮，解析モデルの妥当性確認並びに水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては，その仕様に応じて適切なモデルに置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し，スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答スペクトルを用いる。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非</p>	<p>法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては，その仕様に応じて適切なモデルに置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し，スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答スペクトルを用いる。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非</p>	<p>法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては，その仕様に応じて適切なモデルに置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し，スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答スペクトルを用いる。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非</p>	<p>法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については，配管の形状や構造を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突，すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性，地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現</p>	<p>法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については，配管の形状や構造を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し，設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突，すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性，地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現</p>	<p>確化。</p> <p>・設計方針の明確化による差異あり。また，追加要求事項による差異あり。（水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性等のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用いる。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加</p>	<p>線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性等のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>④-26【5条46】</p> <p>c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加</p>		<p><u>象，対象設備の振動特性，構造特性等を考慮し適切に選定する。</u></p> <p><u>また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</u></p> <p><u>なお，剛性の高い機器は，その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</u></p> <p>④-26</p> <p>(3) <u>設計用減衰定数</u> <u>応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準，既往の振動実験，地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</u> <u>なお，建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等によ</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（屋外重要土木建造物の地震応答解析モデルの減衰定数設定の妥当性確認。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 なお，自然現象に関する組合せは，「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態を考慮する。 イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり，通常自然条件下におかれている状態 ただし，運転状態には通常運転時，運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p>	<p>え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。</p> <p>また，地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>④-27【5条47】</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 なお，自然現象に関する組合せは，「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態を考慮する。 イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり，通常自然条件下におかれている状態 ただし，運転状態には通常運転時，運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p>		<p><u>り，その妥当性を検討する。</u></p> <p><u>また，地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</u></p> <p>④-27</p> <p>1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容限界</u> 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) <u>耐震設計上考慮する状態</u> <u>地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</u> a. <u>建物・構築物</u></p> <p>(a) <u>運転時の状態</u> <u>原子炉施設が運転状態にあり，通常自然条件下におかれている状態</u> <u>ただし，運転状態には通常運転時，運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪）</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動，停止，出力運転，高温待機，燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれが</p>	<p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪）</p> <p>⑤-1【5条48】</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動，停止，出力運転，高温待機，燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれが</p>		<p>(b) <u>設計基準事故時の状態</u> 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) <u>設計用自然条件</u> 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪等）</p> <p>⑤-1</p> <p>b. <u>機器・配管系</u></p> <p>(a) <u>通常運転時の状態</u> 原子炉の起動，停止，出力運転，高温待機，燃料取替等が計画的又は頻ぱんに行われた場合，<u>運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</u></p> <p>(b) <u>運転時の異常な過渡変化時の状態</u> 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれが</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>あるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ、設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ニ、設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪）</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重とする。</p> <p>イ、発電用原子炉のおかれています状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常的气象条件による荷重</p> <p>ロ、運転時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>あるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ、設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ニ、設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪） ⑤-2【5条49】</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重とする。</p> <p>イ、発電用原子炉のおかれています状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常的气象条件による荷重</p> <p>ロ、運転時の状態で施設に作用する荷重</p>		<p><u>あるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</u></p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態</u> <u>発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</u></p> <p>(d) <u>設計用自然条件</u> <u>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪等）</u> ⑤-2</p> <p>(2) <u>荷重の種類</u> a. <u>建物・構築物</u></p> <p>(a) <u>原子炉のおかれています状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常的气象条件による荷重</u></p> <p>(b) <u>運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重</p> <p>ただし，運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重</p>	<p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重 ⑤-3【5条50】</p> <p>ただし，運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 ⑤-4【5条51】</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重 ⑤-5【5条52】</p>	<p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重 ⑤-3【5条50】</p> <p>ただし，運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 ⑤-4【5条51】</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重 ⑤-5【5条52】</p>	<p>設置変更許可申請書本文</p>	<p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(d) <u>地震力，風荷重，積雪荷重等</u> ⑤-3</p> <p>ただし，<u>運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</u> ⑤-4</p> <p>b. <u>機器・配管系</u></p> <p>(a) <u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(b) <u>運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(d) <u>地震力，風荷重，積雪荷重等</u> ⑤-5</p>	<p>設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 <ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 	<p>備考</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常</p>	<p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>⑤-6【5条53】</p> <p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑤-7【5条54】</p> <p>ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>⑤-8【5条55】</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常</p>		<p>(3) <u>荷重の組合せ</u> <u>地震力と他の荷重との組合せ</u>は次による。</p> <p>⑤-6</p> <p>a. <u>建物・構築物（c. に記載のものを除く。）</u></p> <p>(a) <u>Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑤-7</p> <p>(b) <u>Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑤-8</p> <p>(c) <u>Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（技術基準規則7条の追加要求事項に関連し、変更後の記載を追記。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な</p>	<p>時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑤-9【5条56】</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑤【5条57】</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑤-10【5条58】</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑤-11【5条59】</p> <p>ハ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な</p>		<p><u>常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑤-9</p> <p><u>b. 機器・配管系（c. に記載のものを除く。）</u></p> <p>(a) <u>Sクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑤-10</p> <p>(b) <u>Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑤-11</p> <p>(c) <u>Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項に対する設計の明確化。 差異なし。 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 要求事項に対する設計の明確化。 差異なし。 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 追加要求事項による差異あり。（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備。） 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 差異なし。 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても，一旦事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>ニ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と，動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても，一旦事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>⑤-12 【5条60】</p> <p>ニ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と，動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。⑤-13 【5条61】</p> <p>ホ. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては，通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>⑨-2 【5条62】</p> <p>(c) 津波防護施設，浸水防止</p>		<p><u>過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても，一旦事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。</u></p> <p>⑤-12</p> <p>(d) <u>Bクラス及びCクラスの機器・配管系については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と，動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u>⑤-13</p> <p>(e) <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては，通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑨-2</p> <p>c. <u>津波防護施設，浸水防止</u></p>	<p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（燃料被覆管の閉じ込めの機能。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物 イ．津波防護施設並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。 ロ．浸水防止設備及び津波監視設備については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重並びに運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても，一旦事故が発生した場合，長時間継続する		<u>設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</u> (a) <u>津波防護施設並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</u> (b) <u>浸水防止設備及び津波監視設備については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重並びに運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても，一旦事故が発生した場合，長時間継続する</u>	表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。）	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。⑤-14</p> <p>上記イ.及びロ.については，地震と津波が同時に作用する可能性について検討し，必要に応じて基準地震動S_sによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また，津波以外による荷重については，「b.荷重の種類」に準じるものとする。 ⑤-15【5条63】</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については，水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。 ④-28【5条64】</p>		<p><u>事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。⑤-14</u></p> <p>なお，<u>上記c. (a)及び(b)については，地震と津波が同時に作用する可能性について検討し，必要に応じて基準地震動S_sによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また，津波以外による荷重については，「(2)荷重の種類」に準じるものとする。</u> ⑤-15</p> <p><u>d. 荷重の組合せ上の留意事項</u> (a) <u>Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については，水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。④-28</u> (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ◇ (c) 複数の荷重が同時に作用</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（水平2方向及び鉛直方向の組合せ。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				<p>する場合，それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば，必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。◇</p> <p>(d) 耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には，支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>◇</p> <p>なお，第1.4.1-1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p>◇(③-8)</p> <p>(e) 地震と組み合わせる自然現象として，風及び積雪を考慮し，風荷重及び積雪荷重については，施設の設置場所，構造等を考慮して，地震荷重と組み合わせる。◇</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物 (イ) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持</p>	<p>d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物 (イ) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持</p>		<p>(4) <u>許容限界</u> <u>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</u></p> <p>a. <u>建物・構築物（c.に記載のものを除く。）</u> (a) <u>Sクラスの建物・構築物</u> i <u>弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u> <u>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記iiに示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii <u>基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>たせることとする（評価項目はせん断ひずみ，応力等）。</p> <p>また，終局耐力は，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ロ．Bクラス及びCクラスの建物・構築物（<u>ハ</u>．及び<u>ト</u>．に記載のものを除く。） 上記イ．(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ハ．耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物（<u>ハ</u>．及び<u>ト</u>．に記載のものを除く。） 上記イ．(ロ)を適用するほか，耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が，変形等に対して，その支持機能を損なわないものとする。当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は，支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>たせることとする（評価項目はせん断ひずみ，応力等）。</p> <p>また，終局耐力は，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>⑤-16【5条65】</p> <p>ロ．Bクラス及びCクラスの建物・構築物（<u>ハ</u>．及び<u>ト</u>．に記載のものを除く。） 上記イ．(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>⑤-17【5条66】</p> <p>ハ．耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物（<u>ハ</u>．及び<u>ト</u>．に記載のものを除く。） 上記イ．(ロ)を適用するほか，耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が，変形等に対して，その支持機能を損なわないものとする。当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は，支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>⑤-18【5条67】</p>		<p><u>な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ，応力等）。</u></p> <p>なお，<u>終局耐力は，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</u></p> <p>⑤-16</p> <p>(b) <u>Bクラス及びCクラスの建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。）</u> 上記(a) i <u>による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>⑤-17</p> <p>(c) <u>耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。）</u> 上記(a) ii <u>を適用するほか，耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が，変形等に対して，その支持機能を損なわないものとする。</u> なお，<u>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれなことを確認する際の地震動は，支持される施設に適用される地震動とする。</u></p> <p>⑤-18</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>ニ. 建物・構築物の保有水平耐力（<u>ヘ.</u>及び<u>ト.</u>に記載のものを除く。） 建物・構築物については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ホ. 気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ヘ. 屋外重要土木構造物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容<u>応力度</u>を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材のうち，鉄筋コンクリート曲げについては，限界層間変形角，限界ひずみ，降</p>	<p>ニ. 建物・構築物の保有水平耐力（<u>ヘ.</u>及び<u>ト.</u>に記載のものを除く。） 建物・構築物については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。⑤-19【5条68】</p> <p>ホ. 気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 ⑤【5条69】</p> <p>ヘ. 屋外重要土木構造物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容<u>応力度</u>を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材のうち，鉄筋コンクリート曲げについては，限界層間変形角，限界ひずみ，降</p>		<p>(d) <u>建物・構築物の保有水平耐力</u>（(e)及び(f)に記載のものを除く。） <u>建物・構築物については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。⑤-19</u></p> <p>(e) <u>屋外重要土木構造物</u> i <u>静的地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</u> ii <u>基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>構造部材の曲げについては限界層間変形角，圧縮縁コンクリート限界ひずみ，曲げ耐力</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>伏曲げモーメント，曲げ耐力又は許容応力度等，面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度，面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち，鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は許容応力度，せん断については許容応力度を許容限界とする。なお，限界層間変形角，限界ひずみ，降伏曲げモーメント，曲げ耐力，限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとし，それぞれの安全余裕については，各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>ト. その他の土木構造物安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界応</p>	<p>伏曲げモーメント，終局曲げモーメント又は短期許容応力度，面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度，面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち，鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度，せん断については短期許容応力度を許容限界とする。なお，限界層間変形角，限界ひずみ，降伏曲げモーメント，終局曲げモーメント，限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとし，それぞれの安全余裕については，各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>⑤-20 【5条70】</p> <p>ト. その他の土木構造物安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>⑤-21 【5条71】</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p>		<p>又は許容応力度等，<u>面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度，面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。なお，限界層間変形角，圧縮縁コンクリート限界ひずみ，曲げ耐力，限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとし，それぞれの安全余裕については，各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p> <p>⑤-20</p> <p>(f) <u>その他の土木構造物安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</u>⑤-21</p> <p>b. <u>機器・配管系（c. に記載のものを除く。）</u></p> <p>(a) <u>Sクラスの機器・配管系</u> i <u>弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする（評価項目は応力等）。</p> <p>ただし，<u>原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）</u>に対しては，下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力，荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また，地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については，基準地震動S_sによる応答に対して，試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>ロ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p>	<p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする（評価項目は応力等）。</p> <p>ただし，<u>原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）</u>に対しては，下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力，荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また，地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については，基準地震動S_sによる応答に対して，試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>⑤-22 【5条72】</p> <p>ロ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p>		<p><u>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする（評価項目は応力等）。</u></p> <p><u>ただし，冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリを構成する設備，非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）</u>に対しては，<u>下記 ii に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii <u>基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</u></p> <p><u>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力，荷重等を制限する値を許容限界とする。</u></p> <p><u>また，地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については，基準地震動S_sによる応答に対して，実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</u></p> <p>⑤-22</p> <p>(b) <u>Bクラス及びCクラスの機器・配管系</u></p>	<p>止設備及び津波監視設備。)</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p> 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする（評価項目は応力等）。 </p> <p> ハ. チャンネルボックス チャンネルボックスは，地震時に作用する荷重に対して，燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。 </p> <p> ニ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで） 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動 S_s に対して，主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで）は弾性設計用地震動 S_d に対してイ.（ロ）に示す許容限界を適用する。 </p>	<p> 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする（評価項目は応力等）。 </p> <p> ⑤-23 【5条73】 </p> <p> ハ. チャンネルボックス チャンネルボックスは，地震時に作用する荷重に対して，燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。 </p> <p> ⑤-24 【5条74】 </p> <p> ニ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで） 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動 S_s に対して，主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで）は弾性設計用地震動 S_d に対してイ.（ロ）に示す許容限界を適用する。 </p> <p> ⑤-25 【5条75】 </p> <p> ホ. 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は，以下のとおりとする。 </p> <p> （イ） 弾性設計用地震動 S_d </p>		<p> 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする（評価項目は応力等）。 </p> <p> ⑤-23 </p> <p> （c） <u>チャンネル・ボックス</u> 地震時に作用する荷重に対して，燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。 </p> <p> ⑤-24 </p> <p> （d） <u>燃料被覆管</u> 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は，以下のとおりとする。 </p> <p> i <u>弾性設計用地震動 S_d に</u> </p>	<p> ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 </p> <p> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 </p> <p> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 </p> <p> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（燃料被覆管の閉じ込め </p>	<p> ⑤-25 引用元：P76, 81 </p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>⑨-3 【5条76】</p> <p>(c) 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，基準地震動 S_s による地震力に対して，当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに，その施設に要求される機能（津波防護機能，浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ，応力等）。</p>		<p><u>よる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。</u> ii <u>基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</u> <u>塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</u> ⑨-3</p> <p><u>c. 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</u> <u>津波防護施設並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については，基準地震動 S_s による地震力に対して，当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，その施設に要求される機能（津波防護機能，浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する（評価項目はせん断ひずみ，応力等）。</u></p>	<p>の機能。)</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>浸水防止設備及び津波監視設備については，基準地震動 S_s による地震力に対して，その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。⑤-26</p> <p>さらに，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられることを確認する。 ⑤-27 【5条77】</p>		<p><u>浸水防止設備及び津波監視設備については，基準地震動 S_s による地震力に対して，その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する。⑤-26</u></p> <p><u>さらに，浸水防止設備のうち隔離弁，ポンプ及び配管については，弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられることを確認する。</u></p> <p>⑤-27</p> <p>d. 基礎地盤の支持性能 (a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系 ((b)に記載のもののうち，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の基礎地盤②</p> <p>i 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して，安全上適切と認められる規格，基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。②</p> <p>ii 基準地震動 S_s による地</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				震力との組合せに対する許容限界 接地圧が，安全上適切と認められる規格，基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。◇ (b) 屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設，浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤◇ i 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が，安全上適切と認められる規格，基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。◇ (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物，Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤 上記(a) i による許容支持力度を許容限界とする。◇		
		(5) 設計における留意事項 ②-10, ⑥-2 【5条78】		1.4.1.5 <u>設計における留意事項</u>	・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設（以下「上位クラス施設」という。）は，下位クラス施設の波及的影響によって，<u>それぞれの安全機能を損なわない設計とする。</u> ②-11，⑥-3【5条79】</p> <p>波及的影響については，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間等を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ②-12，⑥-4【5条80】</p> <p>この設計における評価に当たっては，敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。 ②-13，⑥-5【5条81】</p>	<p>f. <u>耐震重要施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわないように設計する。</u>②-11，⑥-3</p> <p>波及的影響の評価に当たっては，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，事象選定及び影響評価を行う。なお，影響評価</p>	<p>②-10，⑥-2</p> <p>耐震重要施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって，その安全機能を損なわないように設計する。 ◇（②-11，⑥-3）</p> <p><u>波及的影響については，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間等を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。</u> ②-12，⑥-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）また，設計方針の明確化による差異あり。 ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。） ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。） ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>ここで，下位クラス施設とは，上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため，保安規定に，機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>②，⑥【5条82】</p> <p>耐震重要施設に対する波及的影響については，以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。設計に当たっては，施設の配置，構成等の特徴を考慮することとし，下位クラス施設と耐震重要施設が物理的に分離されず設置される等，耐震重要施設の安全機能への影響の確認において配慮を要する場合は，その特徴に留意して設計を行う。</p> <p>②-14，⑥-6【5条83】</p> <p>また，原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべ</p>	<p>においては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>②-13，⑥-5</p>	<p>波及的影響評価に当たっては，以下(1)～(4)をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。確認に当たっては，施設の配置，構成等の特徴を考慮することとし，大型の下位クラス施設と耐震重要施設が物理的に分離されず設置される等，耐震重要施設の安全機能への影響の確認において配慮を要する場合は，その特徴に留意して調査・検討を行う。</p> <p>②-14，⑥-6</p> <p>なお，原子力発電所の地震被害情報をもとに，以下(1)～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。） ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。） ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。） ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>き事項が抽出された場合には、これを追加する。 ②-15, ⑥-7【5条84】</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性 状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響 ②-16, ⑥-8【5条85】</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響 ②-17, ⑥-9【5条86】</p>		<p>(4) 以外に検討すべき事項がないか確認し、<u>新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</u> ②-15, ⑥-7</p> <p>(1) <u>設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</u></p> <p>a. <u>不等沈下</u> <u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</u></p> <p>b. <u>相対変位</u> <u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。②-16, ⑥-8</u></p> <p>(2) <u>耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u> <u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</u> ②-17, ⑥-9</p>	<p>・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>(c) 建物内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建物内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響 ②-18，⑥-10【5条87】</p> <p>(d) 屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響 ②-19，⑥-11【5条88】</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響 防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ，建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建</p>	<p>g. 設計基準対象施設は，防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ，地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し，同設備の効果が及ぶ</p>	<p>(3) <u>建物内における下位クラス施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響</u> <u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して建物内の下位クラス施設の損傷，転倒，落下等により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</u> ②-18，⑥-10</p> <p>(4) <u>屋外における下位クラス施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響</u> a. <u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，施設の周辺地盤の液状化による影響を考慮したうえで，屋外の下位クラス施設の損傷，転倒，落下等により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</u> ②-19，⑥-11</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。（波及的影響の検討。）</p> <p>・設備設計の明確化による差異あり ・要求事項に対する設計の明確化。 ・設計方針の明確化による差異あり。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を設置する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量216m³/h/個，揚程35m，原動機出力37kW，個数2/系統），水位計（個数1/系統，計測範囲EL-21.6m～EL-11.6m），配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の機能に期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用</p>	<p>範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。⑧-1</p>			

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針（後）
 緑色：技術基準と基本設計方針（後）
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。⑦</p> <p>【解釈】</p> <p>4 第3項の規定は、設置許可基準規則第4条第4項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第4条第3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持していることをいう。⑦</p>		<p>交流電源設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、地下水位低下設備の揚水系統1系統が機能喪失した場合や点検により運用が出来ない場合に備え、復旧用可搬ポンプを配備する。⑧-1【5条89】</p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>耐震重要施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>⑦-1【5条90】</p>	<p>h. 炉心内の燃料被覆材（燃料被覆管）の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p>	<p>b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。◇（⑦-1）</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。</p> <p>上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を、第1.4.1-1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。（斜面の崩壊に対する設計方針。）</p>	<p>⑦-1 引用元:P1</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針（後）
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針（後）
黄色：前回提出時からの変更箇所	紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</p> <p>③ (⑨-1)</p>	<p>1.4.1.6 構造計画と配置計画 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。◇</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>また，建物・構築物の建物間相対変位を考慮しても，建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>下位クラス施設は原則，耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若しくは，基準地震動 S_s に対し構造強度を保つようにし，耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>1.4.3 主要施設の耐震構造 1.4.3.1 原子炉建物 原子炉建物は，中央部に地上4階，地下1階で平面が約52m×約52mの原子炉棟があり，その周囲に地上2階（一部3階），地下2階の原子炉建物付属棟（以下「付属棟」という。）を配置した鉄筋コンクリート造の建物である。原子炉棟と付属棟は，一体構造で同一基礎版上に設置され，本建物の平面は約89m×約70mの矩形をなしている。最下階床面からの高さは約62mで，地上高さは約49mである。</p> <p>建物中央部には，鋼製格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり，その外側に原子炉棟と付属棟を区切る壁及び付属棟</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>の外壁がある。</p> <p>これらは，原子炉建物の主要な耐震壁を構成し，それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため，極めて剛な構造となっている。</p> <p>なお，この原子炉建物に収納するSクラスの機器・配管系は，できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ，地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。◇</p> <p>1.4.3.2 タービン建物 タービン建物は，地上3階（一部4階），地下1階建てで平面が約138m（東西方向）×約51m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は，直接サイクルであり，タービンが原子炉冷却系に接続しているため，タービン建物はBクラスではあるが，直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は，多くのしゃへい壁をもち，相当に剛性が高く，十分な耐震性を有する構造となっている。◇</p> <p>1.4.3.3 廃棄物処理建物 廃棄物処理建物は，地上5階，地下2階建てで平面が約</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				57m（東西方向）×約55m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。 廃棄物処理建物は，Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。 建物の内部は，放射性廃棄物処理施設を収納するので，多くのしゃへい壁をもち，剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。◇ 1.4.3.4 制御室建物 制御室建物は，4階建て平面が約37m（東西方向）×約22m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。◇ 1.4.3.5 防波壁及び防波壁通路防波扉 防波壁は，多重鋼管杭式擁壁，逆T擁壁及び波返重力擁壁（岩盤支持部，改良地盤部）の3種類の構造形式に分類され，敷地の前面に設置する。また，敷地の前面に設置された防波壁には防波壁通路防波扉を4箇所設置する。 多重鋼管杭式擁壁は，延長約430m，直径約1.6mの鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さEL. +15mの鉄筋コンクリートで構成されてお		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>り，直径約 1.6m～2.2m の多重鋼管杭を介して岩着している。隣り合う鋼管杭間はセメントミルク等で充填し，また防波壁背後に止水性を有する地盤改良を実施する。</p> <p>逆T擁壁は，延長約 320m，天端高さ EL. +15m の鉄筋コンクリートで構成されており，改良地盤を介して岩着している。波返重力擁壁（岩盤部，改良地盤部）は，岩盤部の延長約 720m，改良地盤部の延長約 40m，天端高さ EL. +15m の鉄筋コンクリートで構成されており，MMR（マンメイドロック）を介して岩着，または堅硬な地山に直接設置している。一部砂礫層が介在する箇所に対して地盤改良を実施する。</p> <p>防波壁通路防波扉は，左右スライド式の鋼製扉であり，鋼管杭又は改良地盤を介して岩着している。◇</p> <p>1.4.3.6 原子炉格納容器 格納容器は，上下部半球胴部円筒形ドライウェルと円環形サブプレッション・チェンバで構成され，容器の主要寸法はそれぞれドライウェル円筒部直径約 23m，サブプレッション・チェンバの円環部断面直径約 9.4m，円環部中心線直径</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>約 38m，全体の高さは約 37m である。</p> <p>ドライウエル下部及びサプレッション・チェンバ支持脚は建物基礎版上に設置する。</p> <p>ドライウエル上部と生体しゃへい壁との間にシア・ラグを設け，圧力容器から格納容器に伝えられる水平力及び格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体しゃへい壁を介して建物に伝える構造となっている。◇</p> <p>1.4.3.7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約 5.6m，高さ約 21m，重量は原子炉圧力容器内部構造物，内部冷却材及び燃料集合体を含めて約 1,300t である。</p> <p>原子炉圧力容器は底部の鋼製スカートで支持し，スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器の上部は，ガンマ線遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持し，ガンマ線遮蔽壁の頂部は鋼製フレーム（スタビライザ）によって原子炉格納容器と結合する。内側のスタビライザはばねにプリコンプレッションを与えており，地震力に対しこのばねを介して原子炉圧力容器の上部を横方向に</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				支持する。なお，スタビライザは原子炉圧力容器の熱膨張によってこのプリコンプレッションが弛緩しない構造となっている。 したがって，原子炉圧力容器はスカートで下端固定，スタビライザで上部ピン支持となっている。◇ 1.4.3.8 圧力容器内部構造物 炉心に作用する水平力は，ステンレス鋼製の炉心シュラウドで支持する。炉心シュラウドは円筒形をした構造でシュラウド支持脚を介して圧力容器の下部に溶接する。 燃料集合体に作用する水平力は上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納める。燃料棒は燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで押さえられ，中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生ずることはない。 気水分離器はシュラウド・ヘッドに取り付けられたスタンド・パイプに溶接する。蒸気乾燥器は圧力容器に付けたブラケットで支持する。 20個のジェット・ポンプは炉		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>心シュラウドの外周に配置する。ジェット・ポンプ・ライザ管は圧力容器を貫通して立上がり，上部において圧力容器にライザ・ブレースで支持する。ジェット・ポンプ上部のノズル・アセンブリはボルトでライザに結合する。ジェット・ポンプのディフューザ下部はバッフル板に溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップ・ジョイント結合にして，縦方向に滑ることができるようにする。従って，ジェット・ポンプの支持機構は，熱膨張は許すが，振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは，上部は圧力容器底部のスタブ・チューブに溶接し，下部はハウジング・サポートで支持するので地震力に対しても十分な強度をもつ。◇</p> <p>1.4.3.9 再循環系 再循環ループは2ループあって，圧力容器から内径約0.44mのステンレス鋼管で下方に伸び，その下部に再循環ポンプを設け，再び立上げてヘッドに入れ，そこから5本の内径約0.23mのステンレス鋼管に分け，圧力容器に接続</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
				<p>する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適当なスプリング・ハンガ若しくはスナッパを採用する。</p> <p>再循環ポンプはケーシングに取付けたコンスタント・ハンガで支持する。◇</p> <p>1.4.3.10 その他 その他の機器・配管系については、運転荷重，地震荷重，熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてリジット・ハンガ，スナッパ，粘性ダンパ，その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。◇</p> <p>1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保 1.4.4.1 地震感知器 安全保護系の1つとして地震感知器を設け，ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動S_dの加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は，フェイル・セーフ設備とするが，地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。</p>		

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>5 兼用キャスクは、設置許可基準規則第四条第六項に規定する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。⑩</p> <p>【解釈】 6 第5項の規定は、設置許可基準規則第4条第6項の規定に基づき設置許可で確認した</p>	<p>新規追加要求事項のため、記載なし。</p>	<p>使用済燃料を貯蔵する兼用キャスクは保有しない。 ⑩【5条91】</p>		<p>地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建物基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては、試験及び保守が可能な原子炉建物の適切な場所に設置する。 ◇</p> <p>1.4.4.2 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。◇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・ 要求事項に対する設計の明確化。 ・ 追加要求事項による差異あり。 	<p>核燃料物質の取施設及び貯蔵施設 2. 燃料貯蔵設備</p>

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>設計方針に基づき、兼用キャスクが、同項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>⑩</p> <p>6 兼用キャスクが設置許可基準規則第四条第七項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>⑩</p> <p>【解釈】</p> <p>7 第6項の規定は、設置許可基準規則第4条第7項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、同項の斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、兼用キャスクの安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持していることをいう。⑩</p>						

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考																																																																																																																																																																											
<p>第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（2/12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^{*1}</th> <th colspan="2">補助設備^{*2}</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{*3}</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{*4}</th> <th rowspan="2">検討用 地震動</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Sクラス^{*6}</td> <td rowspan="2">(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		検討用 地震動	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Sクラス ^{*6}	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	<p>第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（2/15）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^{*1}</th> <th colspan="2">補助設備^{*2}</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{*3}</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{*4}</th> <th rowspan="2">検討用 地震動</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Sクラス^{*6}</td> <td rowspan="2">(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		検討用 地震動	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Sクラス ^{*6}	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^(注1)</th> <th colspan="2">補助設備^(注2)</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注4)</th> <th rowspan="2">検討用 地震動^(注5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Sクラス^(注7)</td> <td rowspan="2">(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック</td> <td>S</td> <td>燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> <td>原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物^{*7} ・取水槽</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		検討用 地震動 ^(注5)	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Sクラス ^(注7)	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	<p>・追加要求事項に伴う差異（波及的影響については追加要求事項に該当。）</p>	
耐震重要度 分類			クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		検討用 地震動																																																																																																																																																															
	適用範囲	耐震 クラス		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																																																																																																																		
Sクラス ^{*6}	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																
		燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		検討用 地震動																																																																																																																																																																	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																																																																																																																		
Sクラス ^{*6}	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																
		燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		耐震クラス		耐震クラス		間接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		検討用 地震動 ^(注5)																																																																																																																																																																	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																																																																																																																		
Sクラス ^(注7)	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																
		燃料プールの ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備（残留熱除去系（燃料プールの補給に必要な設備）） ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S	原子炉建物 ・原子炉建屋 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} ・取水槽	S																																																																																																																																																																

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）		工事計画認可申請書 基本設計方針（後）		設置変更許可申請書 添付書類八		設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比		備考			
耐震重要度 分類	主要設備 ^{*1}	補助設備 ^{*2}	直接支持構造物 ^{*3}	間接支持構造物 ^{*4}	波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}	耐震重要度 分類	主要設備 ^{*1}	補助設備 ^{*2}	直接支持構造物 ^{*3}	間接支持構造物 ^{*4}	波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}
	クラス別施設	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲		耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
	(iv)原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	S	原子炉隔離時冷却系 高圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード運転に必要な設備) 冷却水源としてのサブプレッショ ン・チェンバ	S	当該設備の冷却系(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)) 炉心支持構造物 非常用電源及び計装設備(ダイ ゼルの冷却系・補助設備を含む) 当該施設の機能維持に必要な換 気空調設備	S	原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	S	原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む) 炉心支持構造物 非常用電源及び計装設備(ダイ ゼルの冷却系・補助設備を含む) 当該施設の機能維持に必要な換 気空調設備	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} 取水槽	耐火壁 中央制御室天井 設置設備 取水槽ガントリク レーン 除じん機 1号機排気筒 1号機原子炉建物 1号機タービン建 物 1号機廃棄物処理 建物 防護対策設備 ^{*8} 復水貯蔵タンク遮 断壁 仮設耐震構台 建物開口部電巻防 護対策設備 土留め工(鋼杭) その他 ^{*10}
	Sクラス ^{*6}	S	当該設備の冷却系(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)) 炉心支持構造物 非常用電源及び計装設備(ダイ ゼルの冷却系・補助設備を含む) 当該施設の機能維持に必要な換 気空調設備	S	当該設備の冷却系(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)) 炉心支持構造物 非常用電源及び計装設備(ダイ ゼルの冷却系・補助設備を含む) 当該施設の機能維持に必要な換 気空調設備	S	(iv)原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	S	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*7} 取水槽	耐火壁 中央制御室天井 設置設備 取水槽ガントリク レーン 除じん機 1号機排気筒 1号機原子炉建物 1号機タービン建 物 1号機廃棄物処理 建物 防護対策設備 ^{*8} 復水貯蔵タンク遮 断壁 仮設耐震構台 建物開口部電巻防 護対策設備 土留め工(鋼杭) その他 ^{*10}	耐火壁 中央制御室天井 設置設備 取水槽ガントリク レーン 除じん機 1号機排気筒 1号機原子炉建物 1号機タービン建 物 1号機廃棄物処理 建物 防護対策設備 ^{*8} 復水貯蔵タンク遮 断壁 仮設耐震構台 建物開口部電巻防 護対策設備 土留め工(鋼杭) その他 ^{*10}

第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（4/15）

・追加要求事項に伴う差異
 (波及的影響については追加要求事項に該当。)

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及 び技術基準との対比	備 考																																		
	<p style="text-align: center;">第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（9/15）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設 (注)津波防護機能 を有する施設 及び浸水防止 機能を有する 設備 (つづき)</th> <th colspan="2">主要設備*1</th> <th colspan="2">補助設備*2</th> <th colspan="2">直接支持構造物*3</th> <th colspan="2">間接支持構造物*4</th> <th colspan="2">波及的影響を 考慮すべき施設*5</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用 地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*7 Sクラス</td> <td>・液体廃棄物処理 系（浸水防止機 能を有する部 分） ・1号機取水槽流 路縮小工</td> <td></td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設 (注)津波防護機能 を有する施設 及び浸水防止 機能を有する 設備 (つづき)	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	*7 Sクラス	・液体廃棄物処理 系（浸水防止機 能を有する部 分） ・1号機取水槽流 路縮小工		S										<p>・追加要求事項に伴う差異 （津波防護施設，浸水防止 設備，津波監視設備は追加 要求事項に該当。）</p>	
耐震重要度 分類	クラス別施設 (注)津波防護機能 を有する施設 及び浸水防止 機能を有する 設備 (つづき)			主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5																										
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動																											
*7 Sクラス	・液体廃棄物処理 系（浸水防止機 能を有する部 分） ・1号機取水槽流 路縮小工		S																																			

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (8/1/2)

耐震重要度分類	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		
	クラス別施設	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
Bクラス	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリーに直後接続されている一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)	B ^{※10}	—	—	機器・配管等の支持構造物	B ^{※11}	原子炉建物 タービン建物 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	Sd Sd
		逃がし安全弁排気管	B ^{※11}	—	—	機器・配管等の支持構造物	B ^{※12}	原子炉建物 タービン建物	S ₁ S ₁
Bクラス	(2)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵施設が少くない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が及ぼすおそれのある放射性廃棄物の貯蔵、運搬等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外に設置される貯蔵施設に比べ十分小さいものは除く。)	放射性廃棄物貯蔵施設	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁
		放射線遮蔽物	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁

第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (11/1/5)

耐震重要度分類	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		
	クラス別施設	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
Bクラス	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリーに直後接続されている一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)	B ^{※10}	—	—	機器・配管等の支持構造物	B ^{※12}	原子炉建物 タービン建物 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	Sd Sd
		逃がし安全弁排気管	B ^{※11}	—	—	機器・配管等の支持構造物	B ^{※13}	原子炉建物	S ₁
Bクラス	(2)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵施設が少くない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が及ぼすおそれのある放射性廃棄物の貯蔵、運搬等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外に設置される貯蔵施設に比べ十分小さいものは除く。)	放射性廃棄物貯蔵施設	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁
		放射線遮蔽物	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁

設置変更許可申請書 添付書類八

耐震重要度分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		
	クラス別施設	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
Bクラス	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリーに直後接続されている一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)	B (注10)	—	—	機器・配管等の支持構造物	B (注10)	原子炉建物 タービン建物 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	Sd Sd
		逃がし安全弁排気管	B (注11)	—	—	機器・配管等の支持構造物	B (注10)	原子炉建物 タービン建物	S ₁ S ₁
Bクラス	(2)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵施設が少くない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が及ぼすおそれのある放射性廃棄物の貯蔵、運搬等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外に設置される貯蔵施設に比べ十分小さいものは除く。)	放射性廃棄物貯蔵施設	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁
		放射線遮蔽物	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物貯蔵施設 タービン建物の外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分	S ₁ S ₁ S ₁ S ₁

・ 主蒸気系 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)
 ・ 逃がし安全弁排気管

B (注10)
 B (注11)

⑤-25

設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比

備考

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及 び技術基準との対比	備 考																																																																																				
<p style="text-align: center;">第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（10/12）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備*1</th> <th colspan="2">補助設備*2</th> <th colspan="2">直接支持構造物*3</th> <th colspan="2">間接支持構造物*4</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td>(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	—	—	—	—	—	—	—	—	<p style="text-align: center;">第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（13/15）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備*1</th> <th colspan="2">補助設備*2</th> <th colspan="2">直接支持構造物*3</th> <th colspan="2">間接支持構造物*4</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td>(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	—	—	—	—	—	—	—	—	<p style="text-align: center;">(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分 類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主 要 設 備 (注1)</th> <th colspan="2">補 助 設 備 (注2)</th> <th colspan="2">直 接 支 持 構 造 物 (注3)</th> <th colspan="2">間 接 支 持 構 造 物 (注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td>(v)放射性物質の 放出を伴うよ うな場合に、そ の外部放散を 抑制するため の施設で、Sク ラスに属さな い施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分 類	クラス別施設	主 要 設 備 (注1)		補 助 設 備 (注2)		直 接 支 持 構 造 物 (注3)		間 接 支 持 構 造 物 (注4)		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよ うな場合に、そ の外部放散を 抑制するため の施設で、Sク ラスに属さな い施設	—	—	—	—	—	—	—	—		
耐震重要度 分類			クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4																																																																														
	適用範囲	耐震 クラス		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																															
Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																															
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4																																																																																
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																															
Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																															
耐震重要度 分 類	クラス別施設	主 要 設 備 (注1)		補 助 設 備 (注2)		直 接 支 持 構 造 物 (注3)		間 接 支 持 構 造 物 (注4)																																																																																
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス																																																																															
Bクラス	(v)放射性物質の 放出を伴うよ うな場合に、そ の外部放散を 抑制するため の施設で、Sク ラスに属さな い施設	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																															

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）		工事計画認可申請書 基本設計方針（後）		設置変更許可申請書 添付書類八		設置許可、基本設計方針及 び技術基準との対比		備考							
耐震重要度 分類	Cクラス	第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（11/12）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（14/15）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（11/12）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（14/15）							
		クラス別施設	耐震クラス	補助設備 ^{*2} 適用範囲	耐震クラス					主要設備 ^{*1} 適用範囲	耐震クラス	補助設備 ^{*2} 適用範囲	耐震クラス	主要設備 ^{*1} 適用範囲	
		（i）原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	—	—	原子炉再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C	—	—	原子炉再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C	—	—	原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物	検討用 地震動 ^{*5} S _C S _C S _C
		（ii）放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	—	—	・試料採取系 ・ランドリ・ドレン系 ・シャワ・ドレン系 ・固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備（貯蔵設備を含む） ・雑固体廃棄物の取扱設備 ・新燃料貯蔵庫 ・その他	C	—	—	・試料採取系 ・ランドリ・ドレン系 ・シャワ・ドレン系 ・固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備（貯蔵設備を含む） ・雑固体廃棄物の取扱設備 ・新燃料貯蔵庫 ・その他	C	—	—	・原子炉建物 ・制御室建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・サイトバンカ建物 ・固体廃棄物貯蔵所 ・当該設備を支持する構造物	検討用 地震動 ^{*5} S _C S _C S _C
耐震重要度 分類	Cクラス	第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（11/12）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（14/15）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（11/12）		第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（14/15）							
		クラス別施設	耐震クラス	補助設備 ^{*2} 適用範囲	耐震クラス					主要設備 ^{*1} 適用範囲	耐震クラス	補助設備 ^{*2} 適用範囲	耐震クラス	主要設備 ^{*1} 適用範囲	
		（i）原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	—	—	原子炉再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C	—	—	原子炉再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C	—	—	原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物	検討用 地震動 ^{*5} S _C S _C S _C
		（ii）放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	—	—	・試料採取系 ・ランドリ・ドレン系 ・シャワ・ドレン系 ・固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備（貯蔵設備を含む） ・雑固体廃棄物の取扱設備 ・新燃料貯蔵庫 ・その他	C	—	—	・試料採取系 ・ランドリ・ドレン系 ・シャワ・ドレン系 ・固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備（貯蔵設備を含む） ・雑固体廃棄物の取扱設備 ・新燃料貯蔵庫 ・その他	C	—	—	・原子炉建物 ・制御室建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・サイトバンカ建物 ・固体廃棄物貯蔵所 ・当該設備を支持する構造物	検討用 地震動 ^{*5} S _C S _C S _C

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及 び技術基準との対比	備 考																																																																																																												
<p>第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（12/12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^{※1}</th> <th colspan="2">補助設備^{※2}</th> <th colspan="2">直接支持構造物^{※3}</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{※4}</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用 地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Cクラス</td> <td rowspan="2">(甲)放射線安全に 関係しない施設 等</td> <td>・循環水系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	<p>第2.1.1表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設（15/15）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^{※1}</th> <th colspan="2">補助設備^{※2}</th> <th colspan="2">直接支持構造物^{※3}</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{※4}</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用 地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Cクラス</td> <td rowspan="2">(甲)放射線安全に 関係しない施設 等</td> <td>・循環水系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (注1)</th> <th colspan="2">補助設備 (注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用 地震動 (注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Cクラス</td> <td rowspan="2">(甲)放射線安全に 関係しない施設 等</td> <td>・循環水系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c	<p>・追加要求事項に伴う差異 （地下水位低下設備の要求は追加要求事項に該当。）</p>	
耐震重要度 分類			クラス別施設	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}																																																																																																						
	適用範囲	耐震 クラス		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動																																																																																																							
Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							
		・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}																																																																																																								
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動																																																																																																							
Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							
		・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)																																																																																																								
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)																																																																																																							
Cクラス	(甲)放射線安全に 関係しない施設 等	・循環水系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							
		・タービン相機冷却系（Sクラスに属さない部分）	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c																																																																																																							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第5条 地震による損傷の防止】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)
黄色：前回提出時からの変更箇所	紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及 び技術基準との対比	備 考
<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*6：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*7：非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）及び排気筒の基礎をいう。</p> <p>*8：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*9：地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p> <p>*10：Cクラスではあるが、基準地震動S_sに対し機能維持することを確認する。</p>	<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*8：非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）、排気筒の基礎及び屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）をいう。</p> <p>*9：防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備及びディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備をいう。</p> <p>*10：燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、グランド蒸気排ガスフィルタ、消水系配管、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、ディーゼル燃料貯蔵タンク室及び循環水ポンプ過防止板が含まれる。</p> <p>*11：タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、消水系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、2号機放水路、3号機放水路、1号機取水管、施設護岸、防波壁（東端部）周辺斜面、防波壁（西端部）周辺斜面及びディーゼル燃料貯蔵タンク室が含まれる。</p> <p>*12：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*13：地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p> <p>*14：Cクラスではあるが、基準地震動S_sに対し機能維持することを確認する。</p>	<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注7) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>(注8) 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）及び排気筒をいう。</p> <p>(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。</p> <p>(注10) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対し破損しないことを確認する。</p> <p>(注12) Cクラスではあるが、基準地震動S_sに対し機能維持することを確認する。</p>	<p>・追加要求事項に伴う差異（波及的影響については追加要求事項に該当。）</p>	<p>⑤-25</p>

— : 該当なし
※ : 条文全体に関わる説明書

各条文の設計の考え方

第5条 (地震による損傷の防止)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	設計基準対象施設の耐震設計の基本方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	b, c, d, e
②	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計の基本方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	2項	2, 3	b, c, d, e
③	耐震重要度分類	設計基準対象施設の耐震設計における耐震重要度分類について記載する。	1項 2項	1, 2	b
④	地震力の算定方法	設計基準対象施設の耐震設計における設計用地震力の算定方法について記載する。	1項 2項	1, 2	b
⑤	荷重の組合せと許容限界	設計基準対象施設の耐震設計において考慮すべき荷重の組合せと適用する許容限界について記載する。	1項 2項	1, 2	a, b
⑥	設計における留意事項のうち, 各段階における波及的影響の評価方針	波及的影響評価について, 設計及び工事の段階における調査・検討内容等を記載するとともに, 波及的影響防止のための現場の維持管理を保安規定に定める旨を記載する。	2項	2	b
⑦	設計基準対象施設の地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	設置(変更)許可を受けた, 周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨を記載する。	3項	4	b
⑧	建物への地下水の影響に関する設計方針	建物の耐震性を確保するため, 建物周囲の地下水を排水できるように地下水位低下設備を設置する旨を記載する。	—	—	b
⑨	炉心内の燃料被覆材の基準地震動に対する設計方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	4項	5	b
⑩	兼用キャスクの安全性を損なわない設計方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。 なお, 兼用キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置しない旨を記載する。	5項 6項	6, 7	—
⑪	基礎地盤傾斜が1/2000を上回る場合の基本方針	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイドに関する要求事項を受けている内容を記載する。	—	—	b

—：該当なし
 ※：条文全体に関わる説明書

2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	説明資料等
①	発電用原子炉施設の耐震設計方針	設置許可基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	—
②	基準地震動 S _s 及び弾性設計用地震動 S _d の策定方針	設置変更許可申請書で担保されている事項であるため、記載しない。	—
③	設置許可添八との重複記載	設置許可添八の記載の方がより適切であり、設置許可添八の記載を採用するため記載しない。	—
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	説明資料等
◇	発電用原子炉施設の耐震設計方針	設置許可基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	—
◇	他条文に関する記載	第4条に記載する内容であり、第4条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
◇	設計基準対象施設の構造計画・設置計画	地震の影響を低減するための構造計画と配置計画については、別途詳細に記載しているため、概要は記載しない。	b
◇	波及的影響を考慮すべき施設	耐震重要度分類を示したクラス別施設表を基本設計方針に記載するにあたり、波及的影響を考慮すべき施設を基本設計方針に記載した場合、抽出の都度、工事計画認可申請が必要となり、合理的でないため、添付書類に記載し、機器設置時等における波及的影響の防止については、保安規定にて担保する。波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動及びその評価については添付書類に記載する。また、溢水及び火災の観点から抽出した施設の溢水評価及び火災評価について、それぞれ第12条及び第7条に記載するため、記載しない。	b
◇	基準地震動 S _s 及び弾性設計用地震動 S _d の策定方針	設置変更許可申請書で担保されている事項であるため記載しない。	—
◇	荷重の組合せ上の留意事項（水平2方向と鉛直方向の組合せに関する記載を除く。）	第5条の要求事項ではないため記載しない。なお、添付書類に、荷重の組合せにおいて、評価を代表できるケースの留意事項について記載する。	b
◇	主要施設の耐震構造	主要設備の構造に関する記載であり、当該構造を踏まえた耐震性については添付書類に記載するため、記載しない。	b
◇	地震検知による耐震安全	地震感知器及び地震トリップ設定値については、建設工認の添付書	—

—：該当なし
 ※：条文全体に関わる説明書

	性の確保	<p>類を踏襲し、地震トリップ設定値は基準地震動S1を基に設定しており、今回設定したSdはS1の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮していることから記載しない。</p> <p>また、地震観測網は、耐震技術の向上に役立てる知見を収集することを目的として、地震時の地盤及び施設の揺れの観測データを収集するために設置している。得られた観測データを基に、地震動評価及び施設の耐震設計に反映すべき知見と判断された場合は、それらを生かしていくものである。</p> <p>以上を踏まえ、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の維持管理については、保安規定にて担保する。</p>	
◇	設置許可本文との重複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設等に対する設計方針	基本設計方針では設計基準対象施設と重大事故等対処施設の耐震設計方針を合わせて記載しており、津波防護施設等に対する設計方針はDBとSAで変わらないため、SAについては記載しない。	—
◇	運用、手順	保安規定で対応するため記載しない。	—
4. 詳細な検討が必要な事項			
No.	記載先		
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
b	耐震性に関する説明書		
c	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面		
d	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面（自立型のものに限る。）		
e	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面		
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		
—	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面		
—	補助ボイラの基礎に関する説明書		
—	斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）		

要求事項との対比表（SA）

实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>（地震による損傷の防止） 第五十条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。①</p>	<p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針①-1</p>	<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 「イ 発電用原子炉施設の位置」の記述のうち、2号炉に関して、以下のとおり変更する。</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置 (1) 敷地の面積及び形状 <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</u> ⑩-1</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (1) 耐震構造 本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。 ①</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計 ② (①-1)</p>	<p>1.4 耐震設計 発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。 ◇</p> <p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針①-1</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 2.1.1 耐震設計 （以下同様の設備区分）</p>

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
<p>【解釈】 第50条（地震による損傷の防止） 1 第50条の適用に当たっては、第5条の解釈に準ずるものとする。 ①, ②, ③, ④, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩</p>	<p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。①-2【50条1】</p> <p>a. 重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 ①【50条2】</p>	<p>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて以下の項目に従って耐震設計を行う。①-2</p>	<p>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。 ◇(①-2)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備 考
<p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。 ①，②，⑥，⑦，⑧，⑨</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えること。 ①，③，⑥，⑦，⑧</p> <p>【解釈】 2 第1 項第 2 号に規定する「設置許可基準規則第 4 条第 2 項の規定に</p>	<p>b. 重大事故等対処施設のうち，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は，基準地震動 S_s による地震力に対して，重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ②-1 【50条3】</p> <p>建物・構築物については，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し，建物・構築物の終局耐力に対し適切な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動 S_s による応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p>		<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） 基準地震動 S_s による地震力に対して，重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。◇(②-1)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>②-1 引用元：P13</p>

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
<p>より算定する地震力」とは、設置許可基準規則解釈第39条2の地震力とする。 ①, ③, ⑥, ⑦, ⑧</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。 ①, ④, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨</p>	<p>②-2 【50条4】</p> <p>c. 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>③-1 【50条5】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動Ssによる地震力を適用するものとする。</p> <p>③-2, ④-1 【50条6】</p>		<p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）<u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u>③-1</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>②-2 引用元:P14</p> <p>③-2, ④-1 引用元:P5</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については，基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。 ③-3，④-2【50条7】</p> <p>d. 重大事故等対処施設のうち，常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は，基準地震動S_sによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ④-3【50条8】</p> <p>建物・構築物については，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し，建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に</p>		<p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動S_sによる地震力に対して，重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。◇(④-3)</p> <p>なお，本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については，<u>基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</u></p> <p>③-2，④-1，③-3，④-2</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>④-3 引用元:P15</p>

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備 考
<p>四 特定重大事故等対処施設 設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。⑫</p> <p>【解釈】 3 第1 項第 4 号に規定する「設置許可基準規則第 4 条第 2 項の規定により算定する地震力」とは、設置許可基準規則解釈第 3 9 条 3 の地震力とする。⑫</p>	<p>影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>④-4 【50条9】</p> <p>e. なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>⑫ 【50 条 10】</p>		<p>(4) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。また、可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺斜面の安定性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止杭については、屋外重要土木構造物に準じた設計とする。◇(⑤-2)</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。◇ また、常設耐震重要重大事故防止設</p>	<p>・設置変更許可に記載なし。 ・特定重大事故等対処施設は、経過措置での対応とするため、本工事の計画対象外。</p>	<p>④-4 引用元:P16</p>

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線） 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	茶色：設置許可と基本設計方針(後) 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
--	--

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>f. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ②-3, ④-5 【50条 11】</p> <p>g. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない</p>		<p>備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。②</p> <p>(6) <u>重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u>なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。 ②-3, ④-5</p> <p>(7) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>設計とする。 ②-4, ④-6 【50条12】</p> <p>h. 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は，基準地震動 S_s による地震力に対して，<u>構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</u> ②-5, ③-4, ④-7, ⑤-1 【50条13】</p> <p>i. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は，代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される「第5条(1) 耐震設計の基本方針」に示す地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は，当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される「第5条(1) 耐震設計の基本方針」に示す地震力に対して，おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とす</p>		<p>ように設計する。②-4, ④-6</p> <p>(8) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は，<u>基準地震動 S_s による地震力に対して，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし，「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</u> ②-5, ③-4, ④-7, ⑤-1</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>る。 ③【50条14】</p> <p>j. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、それら以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。 ②-6, ④-8, ⑨-1【50条15】</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.2 多様性，位置的分散等」に基づく設計とする。 ⑤-2【50条16】</p>		<p>(9) <u>常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が，Bクラス及びCクラスの施設，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u> ②-6, ④-8, ⑨-1</p> <p>(10) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 ◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>⑤-2 引用元:P16</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>1. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6)緊急時対策所」に示す。 ②-7, ④-9【50条17】</p> <p>m. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、<u>重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</u> ②-8, ④-10【50条18】</p>		<p>(11) 常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 ◇(⑪-1)</p> <p>(12) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u> ②-8, ④-10</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 （添付書類六にて基礎地盤に対する安全性評価を実施済み。その他の地盤変状に対する設計方針を記載。）</p>	<p>②-7, ④-9 引用元:P11</p>

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>n. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2000を上回る場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>⑬-1【50 条19】</p> <p>(2) 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>⑥-1【50 条20】</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処</p>	<p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて(a), (b), (c)及び(d)のとおり分類し、以下の設備分類に応じて設計する。⑥-1</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処</p>	<p>(13) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「1.4.2.7 緊急時対策所」に示す。②-7, ④-9</p> <p>(14) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る施設においては、PS 検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで、グラウンドアンカを考慮することにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。⑬-1</p> <p>1.4.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。 ⑤(⑥-1)</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。（「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」の要求事項に対する記載。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの ⑥-2【50 条21】</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの ⑥-3【50 条22】</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの ⑥-4【50 条23】</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの ⑥-5【50 条24】</p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故</p>	<p>設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの⑥-2</p> <p>(a-1) <u>常設耐震重要重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備</u>であって、<u>耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u> ⑥-3</p> <p>(a-2) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備</u>であって、(a-1) <u>以外のもの</u>⑥-4</p> <p>(b) <u>常設重大事故緩和設備</u> <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備</u>であって常設のもの⑥-5</p> <p>(c) <u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故</u></p>	<p>設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの⑥-2</p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備</u>であって、<u>耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u> ⑥-3</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの⑥-4</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの⑥-5</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故</p>	<p>⑤(⑥-2)</p> <p>⑤(⑥-3)</p> <p>⑤(⑥-4)</p> <p>⑤(⑥-5)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>等時に機能を期待する設備であつて、重大事故の発生を防止する機能を有する(a)以外の常設のもの ⑥-6【50 条25】</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であつて可搬型のもの ⑥-7【50 条26】</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第2.1.2表に示す。 ⑥-8【50 条 27】</p>	<p>等時に機能を期待する設備であつて、重大事故の発生を防止する機能を有する(a-1)及び(a-2)以外の常設のもの⑥-6</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であつて可搬型のもの⑥-7</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 ②-1 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し適切な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベ</p>	<p>等時に機能を期待する設備であつて、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの ⑤(⑥-6)</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であつて可搬型のもの⑤(⑥-7)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第1.4.2-1表に示す。⑥-8</p>	<p>・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 ⑦-1【50 条28】</p> <p>a. 静的地震力 重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力をそれぞれ適用する。 ⑦-2, ⑦-3【50 条29】</p>	<p>ルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。②-2</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えられるように設計する。⑦-2 なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共</p>	<p>1. 4. 2. 3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。⑦-1</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。⑦-3</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
		<p><u>振のおそれのある施設又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設のうち、<u>当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス</u>であって、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じた地震動</u>によりその影響についての検討を行う。<u>③-5</u></p> <p>建物・構築物及び機器・配管系ともに、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。<u>②(⑧-39)</u></p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。<u>②(⑧-45)</u></p> <p>d. <u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u><u>④-3</u></p> <p>建物・構築物については、<u>構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、</u></p>			

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>b. 動的地震力 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。 ⑦-4 【50 条30】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bク</p>	<p><u>建物・構築物の終局耐力に対し適切な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</u> ④-4</p> <p>e. <u>可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u> ⑤-2</p>	<p>(2) <u>動的地震力</u> 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。⑦-4</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bク</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>ラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>⑦-5【50条31】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、<u>基準地震動Ssによる地震力を適用する。</u></p> <p>⑦-6【50条32】</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の<u>既往評価を適用できる基本構造と異なる施設</u>については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化したうえでの地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>⑦-7【50条33】</p> <p>(a) 入力地震動 「第5条（3）地震力の算定方法」の</p>		<p><u>ラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</u>⑦-5</p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</u>⑦-6</p> <p>なお、<u>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化したうえでの地震応答解析、加振試験等を実施する。</u>⑦-7</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線） 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	茶色：設置許可と基本設計方針(後) 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
--	--

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備 考
	<p>「b. 動的地震力 (a) 入力地震動」を適用する。 ⑦ 【50 条34】</p> <p>重大事故等対処施設における耐震重要度分類がBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスの常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動S dに2分の1を乗じたものを用いる。 ③-5 【50 条35】</p> <p>(b) 地震応答解析 「第5条 (3) 地震力の算定方法」の「b. 動的地震力 (b) 地震応答解析」を適用する。 ⑦ 【50 条36】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項に対する設計の明確化。 ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	<p>③-5 引用元:P15</p>

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>特性を考慮した地震応答解析を行う。 ②, ④【50条37】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。 ②, ④【50条38】</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 ⑦-8【50条39】</p> <p>c. 設計用減衰定数 「第5条（3）地震力の算定方法」の「c. 設計用減衰定数」を適用する。</p>	<p>f. 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、<u>水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u>⑦-8</p> <p>g. 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。②(②-5, ③-5, ④-7, ⑤-1)</p>	<p>(3) <u>設計用減衰定数</u> 「1.4.1.3 <u>地震力の算定方法</u>」の「(3) <u>設計用減衰定数</u>」を適用する。</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書本文</p>	<p>設置変更許可申請書添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>⑦-9【50条40】</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>⑧-1【50条41】</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。⑧-2【50条42】</p> <p>(a) 建物・構築物 重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>⑧-3【50条43】</p> <p>イ. 運転時の状態 「第5条(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態 (a) 建物・構築物」に示す「イ. 運転時の状態」を適用する。</p> <p>⑧-4【50条44】</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 「第5条(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態 (a) 建物・構築物」に示す「ロ. 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>⑧-5【50条45】</p>		<p>⑦-9</p> <p>1.4.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。⑧-1</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。⑧-2</p> <p>a. 建物・構築物 ⑧-3</p> <p>(a) 運転時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>⑧-4</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>⑧-5</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	<p>ハ. 設計用自然条件 「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態（a）建物・構築物」に示す「ハ. 設計用自然条件」を適用する。 ⑧-6【50条46】</p> <p>ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態 ⑧-7【50条47】</p> <p>(b) 機器・配管系 重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。 ⑧-8【50条48】</p> <p>イ. 通常運転時の状態 「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態（b）機器・配管系」に示す「イ. 通常運転時の状態」を適用する。 ⑧-9【50条49】</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態（b）機器・配管系」に示す「ロ.</p>		<p>能を必要とする状態 ⑧-7</p> <p>(d) <u>設計用自然条件</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) <u>耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物</u>」に示す「(c) <u>設計用自然条件</u>」を適用する。 ⑧-6</p> <p>b. <u>機器・配管系</u>⑧-8</p> <p>(a) <u>通常運転時の状態</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) <u>耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系</u>」に示す「(a) <u>通常運転時の状態</u>」を適用する。 ⑧-9</p> <p>(b) <u>運転時の異常な過渡変化時の状態</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) <u>耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系</u>」に示す「(b)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。 ⑧-10【50条50】</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態（b）機器・配管系」に示す「ハ. 設計基準事故時の状態」を適用する。 ⑧-11【50条51】</p> <p>ニ. 設計用自然条件 「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態（b）機器・配管系」に示す「ニ. 設計用自然条件」を適用する。 ⑧-12【50条52】</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態 ⑧-13【50条53】</p> <p>b. 荷重の種類 （a）建物・構築物</p>		<p><u>運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</u> ⑧-10</p> <p>（c）<u>設計基準事故時の状態</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「（1）<u>耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系</u>」に示す「（c）<u>設計基準事故時の状態</u>」を適用する。 ⑧-11</p> <p>（d）<u>重大事故等時の状態</u> <u>発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</u> ⑧-13</p> <p>（e）<u>設計用自然条件</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「（1）<u>耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系</u>」に示す「（d）<u>設計用自然条件</u>」を適用する。 ⑧-12</p> <p>（2）<u>荷重の種類</u> a. <u>建物・構築物</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>⑧-14【50 条54】</p> <p>イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>⑧-15【50 条55】</p> <p>ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>⑧-16【50 条56】</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>⑧-17【50 条 57】</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重</p> <p>⑧-18【50 条58】</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>⑧-19【50 条59】</p> <p>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作</p>		<p>⑧-14</p> <p>(a) <u>発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</u></p> <p>⑧-15</p> <p>(b) <u>運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>⑧-16</p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>⑧-17</p> <p>(d) <u>重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>⑧-19</p> <p>(e) <u>地震力，風荷重，積雪荷重等</u></p> <p>⑧-18</p> <p><u>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作</u></p>	<p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>⑧-20【50条60】</p> <p>(b) 機器・配管系 重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>⑧-21【50条61】</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ⑧-22【50条62】</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ⑧-23【50条63】</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ⑧-24【50条64】</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，積雪荷重 ⑧-25【50条65】</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ⑧-26【50条66】</p>		<p><u>用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</u></p> <p>⑧-20</p> <p>b. <u>機器・配管系</u>⑧-21</p> <p>(a) <u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重</u>⑧-22</p> <p>(b) <u>運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</u>⑧-23</p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</u>⑧-24</p> <p>(d) <u>重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</u>⑧-26</p> <p>(e) <u>地震力，風荷重，積雪荷重等</u>⑧-25</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、「2.3外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 ⑧-27【50条67】</p> <p>(a) 建物・構築物 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態に施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ⑧-28【50条68】</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重</p>		<p>(3) <u>荷重の組合せ</u> <u>地震力と他の荷重との組合せは次による。</u> ⑧-27</p> <p>a. <u>建物・構築物</u> (a) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ⑧-28</p> <p>(b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>⑧-29【50条69】</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。</p> <p>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案のうえ設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、一旦事故が発生した場</p>		<p>大事故等が地震によって引き起こされるおそれのある事象であるかについては、<u>設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮したうえで設定する。</u>⑧-29</p> <p>(c) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。</u></p> <p><u>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案のうえ設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、一旦事故が発生した場</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧原子炉代替注水系又は低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる荷重の設定において考慮しない。</p> <p>また、その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑧-30 【50条70】</p> <p>二、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力</p>		<p>合、<u>長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>また、<u>その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑧-30</p> <p>(d) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>又は静的地震力とを組み合わせる。 ⑧-31【50条71】</p> <p>(b) 機器・配管系 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ⑧-32【50条72】</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。 ⑧-33【50条73】</p>		<p><u>力又は静的地震力とを組み合わせる。⑧-31</u></p> <p>b. 機器・配管系 (a) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。⑧-32</p> <p>(b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれのある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮したうえで設定する。⑧-33</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備 考
	<p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案のうえ設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）との組合せについては、以下を基本方針とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による</p>		<p>(c) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案のうえ設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）との組合せについては、以下を基本設計とする。</u></p> <p><u>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>地震力を組み合わせる。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高压原子炉代替注水系又は低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる荷重の設定において考慮しない。</p> <p>その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑧-34 【50条74】</p> <p>二、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度</p>		<p><u>地震力とを組み合わせる。</u></p> <p><u>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p><u>その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>⑧-34</p> <p>(d) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑧-35 【50条75】</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせる。⑧-36 【50 条 76】</p>		<p>類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>⑧-35</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項 (a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち、動的地震力については、水平2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせる。⑧-36</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。◇</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>⑧-37【50条77】</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（へ.に記載のものを除く。）</p> <p>「第5条（4）荷重の組合せと許容限界」の「d. 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合</p>		<p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。◇</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。⑧-37</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(e)に記載のものを除く。）</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>せに対する許容限界は「<u>第5条（4）</u>荷重の組合せと許容限界」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ⑧-38【50条78】</p> <p><u>ロ.</u> 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（<u>ト.</u>に記載のものを除く。） 「<u>第5条（4）</u>荷重の組合せと許容限界」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。 ⑧-39【50条79】</p> <p><u>ハ.</u> 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（<u>ヘ.</u>及び<u>ト.</u>に記載のものを除く。） 「<u>第5条（4）</u>荷重の組合せと許容限界」の「<u>d. 許容限界</u>」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。⑧-40【50条80】</p>		<p>せに対する許容限界は、「<u>1.4.1.4</u>荷重の組合せと許容限界」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ⑧-38</p> <p>(b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(f)に記載のものを除く。）</u> 「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。 ⑧-39</p> <p>(c) <u>設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。）</u> 「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。 ⑧-40</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>ニ. 建物・構築物の保有水平耐力 (ハ. 及びト. に記載のものを除く。) 「第5条(4) 荷重の組合せと許容限界」の「d. 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。 なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。 ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。 ⑧-41【50条81】</p> <p>ホ. 気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 ⑧【50条82】</p> <p>ヘ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重</p>		<p>(d) <u>建物・構築物の保有水平耐力</u> <u>((e)及び(f)に記載のものを除く。)</u> 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) <u>許容限界</u>」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。 なお、適用に当たっては、「<u>耐震重要度分類</u>」を「<u>重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス</u>」に読み替える。ただし、<u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</u> ⑧-41</p> <p>(e) <u>常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> <u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>大事故等対処施設の土木構造物 「<u>第5条（4）荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>d. 許容限界</u>」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ⑧-42【50条83】</p> <p>ト. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物 「<u>第5条（4）荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。 ⑧-43【50条84】</p> <p>(b) 機器・配管系 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 「<u>第5条（4）荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ただし、原子炉格納容器バウンダリ</p>		<p><u>大事故等対処施設の土木構造物</u> 「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ⑧-42</p> <p>(f) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</u> 「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。 ⑧-43</p> <p>b. 機器・配管系 (a) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</u> 「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>(4) 許容限界</u>」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 ただし、<u>原子炉格納容器バウンダリ</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
	<p>を構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「<u>第5条(4) 荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>⑧-44【50条85】</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「<u>第5条(4) 荷重の組合せと許容限界</u>」の「<u>d. 許容限界</u>」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>⑧-45【50条86】</p>		<p><u>を構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</u></p> <p>⑧-44</p> <p>(b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</u></p> <p><u>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</u></p> <p>⑧-45</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 「第5条 (5) 設計における留意事項 a. 波及的影響」を適用する。 ただし、適用に当たっては、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備</p>		<p>地盤 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。◇ (b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤の許容限界を適用する。◇ 1.4.2.5 <u>設計における留意事項</u> <u>「1.4.1.5 設計における留意事項」を適用する。</u> ただし、適用に当たっては、「<u>耐震重要施設</u>」を「<u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

<p>实用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
<p>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>⑨-2【50条87】</p> <p>なお、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのも</p>	<p>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>⑨-2【50条87】</p> <p>h. 上記 b. 及び d. の施設は、Bクラス及びCクラスの施設、上記 c. の施設、上記 e. の設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。㉔(⑨-2)</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、上記 b. 及び d. の施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。㉔(⑨-2)</p>	<p>は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>⑨-2</p> <p>なお、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのも</p>	<p>は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>⑨-2</p> <p>なお、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのも</p>	<p>・差異なし。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p></p>

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）

青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)

緑色：技術基準と基本設計方針(後)

<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書 基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書 本文</p>	<p>設置変更許可申請書 添付書類八</p>	<p>設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比</p>	<p>備 考</p>
	<p>の) が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>⑨-3 【50条88】</p> <p>b. 主要施設への地下水の影響</p> <p>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備（浸水防護施設の設備と兼用）を設置する。地下水位低下設備は、揚水井戸（個数1）及び多重化した揚水系統（揚水ポンプ（容量216m³/h/個、揚程35m、原動機出力37kW、個数2/系統）、水位計（個数1/系統、計測範囲EL-21.6m～EL-11.6m）、配管等）で構成する。</p> <p>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建</p>	<p>i. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。⑩-1</p>	<p>の) が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。⑨-3</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。⑤(⑤-2)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>なお、地下水位低下設備の機能に期待しない屋外重要土木構築物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</p> <p>地下水位低下設備は、基準地震動 S_s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流電源設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、地下水位低下設備の揚水系統 1 系統が機能喪失した場合や点検により運用が出来ない場合に備え、復旧用可搬ポンプを配備する。</p> <p>⑩-1 【50条89】</p>		<p>1.4.2.6 構造計画と配置計画 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点</p>		<p>⑩-1 引用元：P39</p>

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建物間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動S_sに対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。◇</p>		

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>2 重大事故等対処施設（前項第二号の重大事故等対処施設を除く。）が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。⑩</p>	<p>(6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>②-9, ④-11, ⑦-10, ⑧-46 【50条90】</p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の</p>		<p>1.4.2.7 緊急時対策所 <u>緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p><u>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</u></p> <p>②-9, ④-11, ⑦-10, ⑧-46</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第 50 条 地震による損傷の防止】

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	崩壊の影響がないことが確認された 場所に設置する。 ⑩-1 【50 条 91】				⑩-1 引用元:P1

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（S A）

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考												
<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（1/20）</p> <table border="1" data-bbox="213 489 1086 1780"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵ラック[S] ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S] ・燃料プール冷却系熱交換器[B] ・燃料プール冷却ポンプ[B] ・スキマサージタンク[B] ・関連配管[S, B] ・燃料プール冷却系ディフューザ ・サイフォンブレイク配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連弁 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・C-残留熱除去系ストレーナ ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・ほう酸水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却系サージタンク[S] ・残留熱除去系熱交換器 ・原子炉圧力容器 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・制御棒案内管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・圧力開放板 ・遠隔手動弁操作機構 ・第1ベントフィルタ格納槽遮蔽 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵ラック[S] ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S] ・燃料プール冷却系熱交換器[B] ・燃料プール冷却ポンプ[B] ・スキマサージタンク[B] ・関連配管[S, B] ・燃料プール冷却系ディフューザ ・サイフォンブレイク配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連弁 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・C-残留熱除去系ストレーナ ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・ほう酸水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却系サージタンク[S] ・残留熱除去系熱交換器 ・原子炉圧力容器 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・制御棒案内管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・圧力開放板 ・遠隔手動弁操作機構 ・第1ベントフィルタ格納槽遮蔽	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類</p> <table border="1" data-bbox="1184 472 2095 1394"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールのスプレッドヘッド 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールのスプレッドヘッド 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S]	<p>・設備記載の適正化 （申請対象設備を明確化） ※設置許可申請書添付書類八の第1.4.2-1表は、設工認基本設計方針の第2.1.2表と対応させるよう並べ替えを実施</p>	<p>原子炉冷却系統施設 （共通項目） 第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 （以下、本表について同じ。）</p>
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵ラック[S] ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S] ・燃料プール冷却系熱交換器[B] ・燃料プール冷却ポンプ[B] ・スキマサージタンク[B] ・関連配管[S, B] ・燃料プール冷却系ディフューザ ・サイフォンブレイク配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連弁 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・C-残留熱除去系ストレーナ ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・ほう酸水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却系サージタンク[S] ・残留熱除去系熱交換器 ・原子炉圧力容器 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・制御棒案内管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・圧力開放板 ・遠隔手動弁操作機構 ・第1ベントフィルタ格納槽遮蔽													
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールのスプレッドヘッド 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S]													

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（2/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> 配管遮蔽 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 給水スパージャ 低圧注水系配管（原子炉圧力容器内部） 	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4)計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・制御棒〔S〕 ・制御棒駆動機構〔S〕 ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・制御棒駆動水圧系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） ・ほう酸水注入ポンプ〔S〕 ・ほう酸水貯蔵タンク〔S〕 ・ほう酸水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部）〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） ・自動減圧起動阻止スイッチ〔S〕 ・代替自動減圧起動阻止スイッチ ・逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉圧力容器温度〔SA〕 ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力〔SA〕 ・原子炉水位（広帯域）〔S〕 ・原子炉水位（燃料域）〔S〕 ・原子炉水位〔SA〕 ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量（常設） ・格納容器代替スプレイ流量 ・サブプレッション・プール水温度〔SA〕 ・ドライウエル圧力〔SA〕 ・サブプレッション・チェンバ圧力〔SA〕 ・サブプレッション・プール水位〔SA〕 ・格納容器水素濃度〔B系〕〔S〕 ・格納容器水素濃度〔SA〕 ・中性子源領域計装〔S〕 ・中間領域計装〔S〕 ・平均出力領域計装〔S〕 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器温度 ・ドライウエル温度〔SA〕 ・低圧原子炉代替注水流量 ・低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・C-メタクラ母線電圧〔S〕 ・D-メタクラ母線電圧〔S〕 ・HPCS-メタクラ母線電圧〔S〕 ・C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・B1-115V系蓄電池〔SA〕電圧〔S〕 ・A-115V系直流盤母線電圧〔S〕 ・B-115V系直流盤母線電圧〔S〕 		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（3/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧原子炉代替注水槽水位 ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ サプレッションプール水位（SA） ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 配管貫通部 ・ 炉心シュラウド ・ シュラウドサポート ・ 上部格子板 ・ 炉心支持板 ・ 燃料支持金具 ・ 制御棒案内管 ・ 原子炉圧力容器 ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管（ティエーより N11 ノズルまでの外管） ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部） ・ 原子炉圧力容器温度（SA） ・ スクラバ容器圧力 ・ スクラバ容器水位 ・ スクラバ容器温度 ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水流量[S] ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力[S] ・ 残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ・ 格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（SA）及び格納容器酸素濃度（SA）） ・ 格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）） 	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・ 230V系直流盤（常用）母線電圧 ・ 緊急用メタクラ電圧 ・ SAロードセンタ母線電圧 ・ SA用115V系充電器盤蓄電池電圧 (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）〔S〕 ・ 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 再循環用ファン〔S〕 ・ チャコール・フィルタ・プースタ・ファン〔S〕 ・ 非常用チャコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・ 中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・ 中央制御室換気系弁〔流路〕〔S〕 (6) 原子炉格納施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ ・ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 ・ 残留熱除去系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 ・ 第1ベントフィルタスクラバ容器 ・ 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・ 圧力開放板 ・ 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 ・ 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 遠隔手動弁操作機構 ・ 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 原子炉格納容器〔S〕 		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（4/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 放射線管理施設 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）[S] ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ） ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） ・燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室非常用再循環送風機[S] ・中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ[S] ・関連配管[S] ・中央制御室遮蔽（1号機設備，1，2号機共用）[S] ・関連弁			

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（5/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(5) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・機器搬入口[S] ・逃がし安全弁搬出ハッチ[S] ・制御棒駆動機構搬出ハッチ[S] ・サブプレッションチェンバアクセスハッチ[S] ・所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊装置[S] ・ダウンカマ[S] ・ベント管[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベントヘッド[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・関連弁 ・関連配管 (6) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク[S] ・ガスタービン発電機（ガスタービン機関）	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7) 非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤〔S〕 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・A-115V系蓄電池〔S〕 ・A-115V系充電器〔S〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B1-115V系蓄電池（SA）〔S〕 ・230V系蓄電池（RCIC）〔S〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B1-115V系充電器（SA）〔S〕 ・230V系充電器（RCIC）〔S〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器（常用）〔C〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（6/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
1. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機（调速装置） ・ガスタービン発電機（非常调速装置） ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機（発電機） ・ガスタービン発電機（励磁装置） ・ガスタービン発電機（保護継電装置） ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・関連配管 ・230V 系充電器（常用）〔C〕 ・B1-115V 系充電器（SA）〔S〕 ・SA 用 115V 系充電器 ・230V 系蓄電池（RCIC）〔S〕 ・A-115V 系蓄電池〔S〕 ・B-115V 系蓄電池〔S〕 ・B1-115V 系蓄電池（SA）〔S〕 ・SA 用 115V 系蓄電池 ・原子炉中性子計装用蓄電池〔S〕 ・230V 系充電器（RCIC）〔S〕 ・A-115V 系充電器〔S〕 ・B-115V 系充電器〔S〕 ・原子炉中性子計装用充電器〔S〕 ・SRV 用電源切替盤〔S〕 ・緊急用メタクラ ・SA ロードセンタ ・SA1 コントロールセンタ ・SA2 コントロールセンタ ・SA 電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・充電器電源切替盤〔S〕 	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・SA 電源切替盤〔S〕 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系〔S〕 ・非常用高圧母線D系〔S〕 		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（7/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
1. 常設耐震重要重 大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・メタルクラッド開閉装置 2C[S] ・メタルクラッド開閉装置 2D[S] ・ロードセンタ[S] ・コントロールセンタ[S] ・動力変圧器[S] ・230V 系直流盤（RCIC）[S] ・230V 系直流盤（常用）[C] ・115V 直流盤[S] ・中性子計装分電盤(2)[S] ・HPAC 直流コントロールセンタ ・SA 対策設備用分電盤(2) ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧受電盤[C] ・緊急時対策所 低圧母線盤[C] ・緊急時対策所 低圧分電盤 1[C] ・緊急時対策所 低圧分電盤 2[C] ・緊急時対策所 無停電交流電源装置[C] ・緊急時対策所 無停電分電盤 1[C] ・緊急時対策所 直流 115V 充電器[C] 			
		(7) 補助駆動用燃料設備 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク 			

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（8/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵ラック[S] ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S] ・燃料プール水位・温度（SA）[C] ・燃料プール水位（SA） ・関連配管 ・サイフォンブレイク配管 ・燃料プール監視カメラ（SA） ・燃料プール監視カメラ用冷却設備 (2) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・関連配管[S, B] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・関連弁 ・原子炉圧力容器 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・制御棒案内管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・低圧注水系配管（原子炉圧力容器内部）	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヘッド ・燃料プールのスプレイ系 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール水位・温度（SA）[C] ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S]		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（9/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部） ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管（ティールより N11 ノズルまでの外管） (3) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度[S] ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量（常設） ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ・ 残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力（SA） ・ 原子炉水位（広帯域）[S] ・ 原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉水位（SA） ・ ドライウエル圧力（SA） ・ サプレッションチェンバ圧力（SA） ・ ドライウエル温度（SA） ・ ベDESTAL温度（SA） ・ ベDESTAL水温度（SA） ・ サプレッションチェンバ温度（SA） ・ サプレッションプール水温度（SA） ・ B-格納容器酸素濃度[S] ・ 格納容器酸素濃度（SA） ・ B-格納容器水素濃度[S] ・ 格納容器水素濃度（SA） ・ 低圧原子炉代替注水槽水位 ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ ペDESTAL代替注水流量 ・ ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） ・ 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ ドライウエル水位 	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ほう酸水注入ポンプ [S] ・ ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部）[流路] [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 格納容器水素濃度（SA） ・ 格納容器水素濃度（B系）[S] ・ 格納容器酸素濃度（SA） ・ 格納容器酸素濃度（B系）[S] ・ 静的触媒式水素処理装置入口温度 ・ 静的触媒式水素処理装置出口温度 ・ 原子炉建物水素濃度 ・ 原子炉圧力容器温度（SA） ・ 原子炉圧力 [S] ・ 原子炉圧力（SA） ・ 原子炉水位（広帯域）[S] ・ 原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉水位（SA） ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量（常設） ・ 残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・ 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ ドライウエル温度（SA） ・ ベDESTAL温度（SA） ・ ベDESTAL水温度（SA） ・ サプレッション・チェンバ温度（SA） ・ サプレッション・プール水温度（SA） ・ ドライウエル圧力（SA） ・ サプレッション・チェンバ圧力（SA） ・ ドライウエル水位 ・ サプレッション・プール水位（SA） ・ ペDESTAL水位 ・ ペDESTAL代替注水流量 ・ ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用） ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・ スクラバ容器水位 ・ スクラバ容器圧力 ・ スクラバ容器温度 ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ・ 低圧原子炉代替注水槽水位 ・ 燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・ 安全パラメータ表示システム（SPDS） ・ C-メタクラ母線電圧 [S] ・ D-メタクラ母線電圧 [S] ・ HPCS-メタクラ母線電圧 [S] ・ C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・ D-ロードセンタ母線電圧 [S] 		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考												
<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（10/20）</p> <table border="1" data-bbox="219 380 1059 1627"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションプール水位（SA） ・ペDESTAL水位 ・原子炉建物水素濃度 ・無線通信設備（固定型）（「1号機設備，1，2，3号機共用」）[C] ・衛星電話設備（固定型）（「1，2，3号機共用」）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（「1，2，3号機共用」，SPDSデータ収集サーバは1，2号機共用）[C] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉圧力容器温度（SA） ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器温度 ・残留熱除去系熱交換器冷却水流量[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口圧力[S] ・残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（SA）及び格納容器酸素濃度（SA）） ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）） <p>(4) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ） </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションプール水位（SA） ・ペDESTAL水位 ・原子炉建物水素濃度 ・無線通信設備（固定型）（「1号機設備，1，2，3号機共用」）[C] ・衛星電話設備（固定型）（「1，2，3号機共用」）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（「1，2，3号機共用」，SPDSデータ収集サーバは1，2号機共用）[C] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉圧力容器温度（SA） ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器温度 ・残留熱除去系熱交換器冷却水流量[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口圧力[S] ・残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（SA）及び格納容器酸素濃度（SA）） ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）） <p>(4) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ） 	<table border="1" data-bbox="1187 390 2089 1262"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B1-115V系蓄電池（SA）電圧 [S] ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S] ・緊急用メタクラ電圧 ・SAロードセンタ母線電圧 ・SA用115V系充電器蓄電池電圧 ・230V系直流盤（常用）母線電圧 ・無線通信設備（固定型） ・衛星電話設備（固定型） ・無線通信設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線（建物内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（有線式通信設備，無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト[流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置（配管・弁）[流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）[流路] ・緊急時対策所正圧化装置（配管・弁）[流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B1-115V系蓄電池（SA）電圧 [S] ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S] ・緊急用メタクラ電圧 ・SAロードセンタ母線電圧 ・SA用115V系充電器蓄電池電圧 ・230V系直流盤（常用）母線電圧 ・無線通信設備（固定型） ・衛星電話設備（固定型） ・無線通信設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線（建物内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（有線式通信設備，無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト[流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置（配管・弁）[流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）[流路] ・緊急時対策所正圧化装置（配管・弁）[流路] 		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションプール水位（SA） ・ペDESTAL水位 ・原子炉建物水素濃度 ・無線通信設備（固定型）（「1号機設備，1，2，3号機共用」）[C] ・衛星電話設備（固定型）（「1，2，3号機共用」）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（「1，2，3号機共用」，SPDSデータ収集サーバは1，2号機共用）[C] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉圧力容器温度（SA） ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器温度 ・残留熱除去系熱交換器冷却水流量[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口圧力[S] ・残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（SA）及び格納容器酸素濃度（SA）） ・格納容器ガスサンプリング装置（格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）） <p>(4) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ） 													
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B1-115V系蓄電池（SA）電圧 [S] ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S] ・緊急用メタクラ電圧 ・SAロードセンタ母線電圧 ・SA用115V系充電器蓄電池電圧 ・230V系直流盤（常用）母線電圧 ・無線通信設備（固定型） ・衛星電話設備（固定型） ・無線通信設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）[伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線（建物内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] ・有線（建物内）（有線式通信設備，無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型）に係るもの）[伝送路] <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）[S] ・第1ペントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト[流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置（配管・弁）[流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）[流路] ・緊急時対策所正圧化装置（配管・弁）[流路] 													

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（11/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） ・燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA） ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA） ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室非常用再循環送風機[S] ・中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ[S] ・関連配管[S] ・原子炉二次遮蔽[B] ・補助遮蔽（原子炉建物）[B] ・補助遮蔽（制御室建物）[B] ・中央制御室遮蔽（1号機設備，1，2号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・緊急時対策所遮蔽 ・関連弁 	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (6) 原子炉格納施設 ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ ・ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・ 格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・ 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] ・ 第1ベントフィルタスクラバ容器 ・ 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・ 圧力開放板 ・ 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] ・ 窒素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] ・ 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] ・ 遠隔手動弁操作機構 ・ 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 残留熱代替除去ポンプ ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・ 残留熱代替除去系 配管・弁 [流路] ・ コリウムシールド ・ ペDESTAL代替注水系 配管・弁 [流路] ・ 窒素ガス代替注入系 配管・弁 [流路] ・ 静的触媒式水素処理装置 ・ 非常用ガス処理系排気ファン [S] ・ 前置ガス処理装置 [流路] [S] ・ 後置ガス処理装置 [流路] [S] ・ 非常用ガス処理系排気管 [流路] [S] ・ 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置 ・ 原子炉格納容器 [S] ・ 原子炉建物原子炉棟 [S] ・ 原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] 		
		<ul style="list-style-type: none"> (5) 原子炉格納施設 ・ 原子炉格納容器[S] ・ 機器搬入口[S] ・ 逃がし安全弁搬出ハッチ[S] ・ 制御棒駆動機構搬出ハッチ[S] ・ サプレッションチェンバアクセスハッチ[S] ・ 所員用エアロック[S] ・ 配管貫通部[S] ・ 電気配線貫通部[S] ・ 原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）[S] ・ 原子炉建物機器搬出入口[S] ・ 原子炉建物エアロック[S] 					

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（12/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・真空破壊装置[S] ・ダウンカマ[S] ・ベント管[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベントヘッド[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・B-残留熱除去系熱交換器 ・残留熱代替除去ポンプ ・B-残留熱除去系ストレナ ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・C-残留熱除去系ストレナ ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系前置ガス処理装置フィルタ[S] ・非常用ガス処理系後置ガス処理装置フィルタ[S] ・静的触媒式水素処理装置 ・第1ベントフィルタスクラバ容器 ・第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・圧力開放板 ・関連弁 ・関連配管[S] ・コリウムシールド ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・制御棒案内管 ・原子炉圧力容器 			

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（13/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧注水系配管（原子炉圧力容器内部） ・給水スパーージャ ・差圧検出・ほう酸水注入系配管（ティールより N11 ノズルまでの外管） ・差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部） ・排気筒（非常用ガス処理系用） ・遠隔手動弁操作機構 ・第 1 ペントフィルタ格納槽遮蔽 ・配管遮蔽 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置 ・主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル 	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (7)非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B1-115V系蓄電池〔SA〕〔S〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B1-115V系充電器〔SA〕〔S〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器（常用）〔C〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤〔S〕 ・SA電源切替盤〔S〕 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系〔S〕 ・非常用高圧母線D系〔S〕 ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・A-115V系蓄電池〔S〕 ・A-115V系充電器〔S〕 (8)非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・取水口〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水槽〔C〕 		
		<ul style="list-style-type: none"> (6)非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク〔S〕 ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク〔S〕 ・ガスタービン発電機（ガスタービン機関） ・ガスタービン発電機（調速装置） ・ガスタービン発電機（非常調速装置） ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機（発電機） ・ガスタービン発電機（励磁装置） ・ガスタービン発電機（保護継電装置） ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・関連配管 ・230V系充電器（常用）〔C〕 					

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（14/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ B1-115V 系充電器 (SA) [S] ・ SA 用 115V 系充電器 ・ A-115V 系蓄電池[S] ・ B-115V 系蓄電池[S] ・ B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] ・ SA 用 115V 系蓄電池 ・ A-115V 系充電器[S] ・ B-115V 系充電器[S] ・ 緊急用メタクラ ・ SA ロードセンタ ・ SA1 コントロールセンタ ・ SA2 コントロールセンタ ・ SA 電源切替盤 ・ 重大事故操作盤 ・ メタクラ切替盤 ・ 緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・ 高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・ 充電器電源切替盤[S] ・ メタルクラッド開閉装置 2C[S] ・ メタルクラッド開閉装置 2D[S] ・ ロードセンタ [S] ・ コントロールセンタ [S] ・ 動力変圧器[S] ・ 230V 系直流盤（常用） [C] ・ 115V 直流盤[S] ・ HPAC 直流コントロールセンタ ・ SA 対策設備用分電盤 (2) ・ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・ 緊急時対策所 低圧受電盤[C] ・ 緊急時対策所 低圧母線盤[C] ・ 緊急時対策所 低圧分電盤 1[C] ・ 緊急時対策所 低圧分電盤 2[C] ・ 緊急時対策所 無停電交流電源装置[C] ・ 緊急時対策所 無停電分電盤 1[C] ・ 緊急時対策所 直流 115V 充電器[C] 			

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考						
<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（15/20）</p> <table border="1" data-bbox="216 394 1080 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="216 394 418 495">設備分類</th> <th data-bbox="418 394 655 495">定義</th> <th data-bbox="655 394 1080 495">主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="216 495 418 936">2. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="418 495 655 936">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="655 495 1080 936"> (7) 補助駆動用燃料設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク (8) 非常用取水設備 ・取水槽〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水口〔C〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補助駆動用燃料設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク (8) 非常用取水設備 ・取水槽〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水口〔C〕			
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）							
2. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補助駆動用燃料設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク (8) 非常用取水設備 ・取水槽〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水口〔C〕							

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（16/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
3. 常設耐震重要重大事故防止設備 以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位・温度（SA）〔C〕 ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA） ・燃料プール監視カメラ用冷却設備 (2) 原子炉冷却系統施設 ・関連弁 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・無線通信設備（固定型）（「1号機設備，1，2，3号機共用」）〔C〕 ・衛星電話設備（固定型）（「1，2，3号機共用」）〔C〕 (4) 放射線管理施設 ・原子炉二次遮蔽〔B〕 ・補助遮蔽（原子炉建物）〔B〕 ・補助遮蔽（制御室建物）〔B〕 (5) 原子炉格納施設 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル (6) 非常用取水設備 ・取水槽〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水口〔C〕	I. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール水位・温度（SA）〔C〕 ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力 ・N2ガスポンペ圧力 ・無線通信設備（固定型） ・衛星電話設備（固定型） ・無線通信設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕 ・衛星電話設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕 ・無線通信装置〔伝送路〕 ・有線（建物内）〔有線式通信設備，無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型）に係るもの〕〔伝送路〕 (4) 非常用取水設備 ・取水口〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水槽〔C〕		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（17/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
4. 常設重大事故防 止設備（設計基 準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留熱除去系熱交換器[S] ・ 残留熱除去ポンプ[S] ・ 残留熱除去系ストレーナ[S] ・ 関連弁[S] ・ 関連配管[S, C] ・ 高圧炉心スプレーポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレー系ストレーナ[S] ・ 低圧炉心スプレーポンプ[S] ・ 低圧炉心スプレー系ストレーナ[S] ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ ・ 原子炉隔離時冷却系ストレーナ ・ 原子炉補機冷却系熱交換器[S] ・ 原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・ 原子炉補機海水ポンプ[S] ・ 原子炉補機冷却系サージタンク[S] ・ 原子炉補機海水ストレーナ[S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却系熱交換器[S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却水ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレー補機海水ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却系サージタンク[S] ・ 高圧炉心スプレー補機海水ストレーナ[S] ・ 原子炉圧力容器 ・ 炉心シュラウド ・ シュラウドサポート ・ 上部格子板 ・ 炉心支持板 ・ 燃料支持金具 ・ 制御棒案内管 ・ ジェットポンプ 	IV. 常設重大事故 防止設備（設計 基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ ・ 原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系 配管 [流路] [S] ・ 原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁・ストレーナ [流路] ・ 原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・ 給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 高圧炉心スプレー・ポンプ [S] ・ 高圧炉心スプレー系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・ 残留熱除去系注水弁（MV222-5A, 5B, 5C） [S] ・ 低圧炉心スプレー・ポンプ [S] ・ 低圧炉心スプレー系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・ 低圧炉心スプレー系注水弁（MV223-2） [S] ・ 残留熱除去ポンプ [S] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ [流路] [S] ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 原子炉再循環系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・ 原子炉補機海水ポンプ [S] ・ 原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却水ポンプ [S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 高圧炉心スプレー補機冷却系熱交換器 [S] ・ 高圧炉心スプレー補機海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・ 高圧炉心スプレーポンプ出口流量 [S] ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・ 低圧炉心スプレーポンプ出口流量 [S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・ 残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・ 低圧炉心スプレーポンプ出口圧力 [S] ・ 原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・ R C W熱交換器出口温度 [C] ・ R C Wサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留熱除去ポンプ [S] ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・ 格納容器スプレー・ヘッド [流路] [S] 		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（18/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
4. 常設重大事故防 止設備（設計基 準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・高圧炉心スプレイスパージャ ・高圧炉心スプレイ系配管（原子炉圧力容器内部） ・低圧炉心スプレイスパージャ ・低圧炉心スプレイ系配管（原子炉圧力容器内部） ・給水スパージャ 			
		(2) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去ポンプ出口圧力[S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口圧力[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[S] ・残留熱除去ポンプ出口流量[S] ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量[S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量[S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量[S] 			
		(3) 原子炉格納施設 <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器 ・残留熱除去ポンプ ・残留熱除去系ストレータ ・ドライウェルスプレイ管[S] ・サブプレッションチェンバースプレイ管[S] ・関連弁 ・関連配管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 			

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八			設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（19/20）							
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）		
4. 常設重大事故防 止設備（設計基 準拡張）	設計基準対象施設のう ち，重大事故等時に機能 を期待する設備であっ て，重大事故の発生を防 止する機能を有する常設 重大事故防止設備以外の 常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備（ディーゼル 機関）[S] ・非常用ディーゼル発電設備（調速装置） [S] ・非常用ディーゼル発電設備（非常調速装 置）[S] ・非常用ディーゼル発電設備（冷却水ポン プ）[S] ・非常用ディーゼル発電設備（空気だめ） [S] ・非常用ディーゼル発電設備 ディーゼル 燃料デイトンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼ ル燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼ ル燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼ ル燃料貯蔵タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼ ル燃料貯蔵タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備（発電機） [S] ・非常用ディーゼル発電設備（励磁装置） [S] ・非常用ディーゼル発電設備（保護継電装 置）[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設 備（ディーゼル機関）[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設 備（調速装置）[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設 備（非常調速装置）[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設 備（冷却水ポンプ）[S]	IV. 常設重大事故 防止設備（設計 基準拡張）	設計基準対象施設 のうち，重大事故等 発生時に機能を期 待する設備であっ て，重大事故の発生 を防止する機能を 有する常設重大事 故防止設備以外の 常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機 [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイトンク [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・B-原子炉中性子計装用充電器 [S]		

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

工事計画認可申請書 基本設計方針（後）			設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（20/20）					
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）			
4. 常設重大事故防 止設備（設計基 準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(空気だめ) [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料デイトンク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料移送ポンプ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(発電機) [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(励磁装置) [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(保護継電装置) [S] ・ 関連弁 [S] ・ 関連配管 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ メタルクラッド開閉装置 HPCS [S] ・ 動力変圧器 HPCS [S] ・ コントロールセンタ HPCS [S] 			

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書

各条文の設計の考え方

第50条 (地震による損傷の防止)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。なお、第50条第1項第4号の特定重大事故等対処施設については、本申請の対象外である旨を記載する。	1項1号 1項2号 1項3号	1, 2	b, c, d, e
②	常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の耐震設計方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。また、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)の耐震設計についても記載する。	1項1号	1	b, c, d, e
③	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の耐震設計方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。また、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)の耐震設計についても記載する。	1項2号	1, 2	b
④	常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の耐震設計方針	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項3号	1	b, c, d, e
⑤	可搬型重大事故等対処設備の保管方針	可搬型重大事故等対処設備が地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けない場所に保管する旨を記載する。	—	—	—
⑥	重大事故等対処設備の設備分類	重大事故等対処設備の耐震設計における設備分類について記載する。	1項1号 1項2号 1項3号	1, 2	b
⑦	地震力の算定方法	重大事故等対処施設の耐震設計における設計用地震力の算定方法について記載する。	1項1号 1項2号 1項3号	1, 2	b
⑧	荷重の組合せと許容限界	重大事故等対処施設の耐震設計において考慮すべき荷重の組合せと適用する許容限界について記載する。	1項1号 1項2号 1項3号	1, 2	a, b
⑨	設計における留意事項のうち、各段階における波及的影響の評価方針	波及的影響評価について、設計及び工事の段階における調査・検討内容等を記載するとともに、波及的影響防止のための現場の維持管	1項1号 1項3号	1	b

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書

様式-6

		理を保安規定に定める旨を記載する。			
⑩	重大事故等対処施設の地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	設置(変更)許可を受けた、周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨を記載する。	2 項	1	b
⑪	建物への地下水の影響に関する設計方針	建物の耐震性を確保するため、建物周囲の地下水を排水できるよう地下水位低下設備を設置する旨を記載する。	—	—	b
⑫	特定重大事故等対処施設の耐震設計方針	経過措置での対応とするため、本工事計画認可の申請対象外	1 項 4 号	3	b
⑬	基礎地盤傾斜が 1/2000 を上回る場合の基本方針	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイドに関する要求事項を受けている内容を記載する。	—	—	b
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
①	発電用原子炉施設の耐震設計方針	設置許可基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	—		
②	設置許可添八との重複記載	設置許可添八の記載の方がより適切であり、設置許可添八の記載を採用するため記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
◇	発電用原子炉施設の耐震設計方針	設置許可基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	—		
◇	他条文に関する記載	第 49 条に記載する内容であり、第 49 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—		
◇	重大事故等対処施設の構造計画・設置計画	地震の影響を低減するための構造計画と配置計画については、別途詳細に記載しているため、概要は記載しない。	—		
◇	荷重の組合せ上の留意事項 (水平 2 方向と鉛直方向の組合せ及び自然現象による荷重の組合せに関する記載を除く。)	第 50 条の要求事項ではないため記載しない。なお、添付書類に、荷重の組合せにおいて、評価を代表できるケース等の留意事項について記載する。	b		
◇	設置許可本文との重複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—		
4. 詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先				
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6
 【第 50 条 地震による損傷の防止】

- : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書

様式-6

b	耐震性に関する説明書
c	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
d	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面（自立型のものに限る。）
e	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針）

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■・・・前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	東海第二では「常設重大事故防止設備（設計基準拡張）」に該当する設備が存在しない		
②	島根 2号機では「常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）」に該当する設備が存在しない		
③	島根 2号機では浸水防止設備に該当する隔離弁、ポンプ及び配管があるため、その設計方針を記載している		
④	島根 2号機は、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針について記載		
⑤	島根 2号機は「風」を考慮		
⑥	島根 2号機は鋼製の格納容器であり、JEAG4601に基づく設計をしているが、柏崎 7はコンクリート製原子炉格納容器規格に基づき異常時配管荷重を考慮。		

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>【5条1】【50条1】</p> <p>a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（基準地震動 S_s）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【5条2】</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【50条3】【50条8】</p> <p>b. 設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>【5条3】</p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（<u>特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。</u>）、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（<u>特定重大事故等対処施設を除く。以下同</u></p>	<p>・表現上の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>「基準地震動 S_s」は、「1. 地盤等」で定義済み。</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二では「常設重大事故防止設備（設計基準拡張）」に該当する設備が存在しない。</p> <p>（以下、①の相違）</p> <p>【柏崎7】</p> <p>島根2号機では「常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）」に該当する設備が存在しない。</p> <p>（以下、②の相違）</p> <p>・表現上の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>「耐震重要度」及び「耐震重要度分類」は、「1. 地盤等」で定義済み。</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>じ。), 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等 <u>対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。以下同 じ。), 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置さ れる重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を 除く。以下同じ。)</u> 及び可搬型重大事故等対処設備に分 類する。</p> <p>【50 条 2】 重大事故等対処施設のうち, 常設耐震重要重大事故 防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重 大事故等対処施設については, 代替する機能を有する 設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラ スに適用される地震力, <u>常設重大事故防止設備 (設計 基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラ ス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処 施設については, 当該設備が属する耐震重要度分類の クラスに適用される地震力に十分に耐えることができ る設計とする。</u></p> <p>【50 条 5】 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大 事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方 に属する重大事故等対処施設については, 基準地震動 S s による地震力を適用するものとする。</p> <p>【50 条 6】</p> <p><u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が 属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのも の) が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故 緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属 する重大事故等対処施設については, 基準地震動 S s による地震力を適用するものとする。【50 条 7】</u></p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・表現上の相違 【東海第二, 柏崎 7】 常設重大事故緩和設 備 (設計基準拡張) に関 する記載の位置を設置 (変更) 許可の記載位置 と合わせた。</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>【50 条 10】</p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p><u>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</u></p> <p>【5 条 4】</p> <p>d. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>【5 条 5】</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>【5 条 6】</p> <p>また、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>【5 条 7】</p>	<p>・表現上の相違</p> <p>【柏崎 7】</p> <p>東海第二及び島根 2号機では、屋外重要土木構造物について定義。</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>建物・構築物については、発生する応力に対して、「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>【5条8】 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【50条3】【50条8】 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>【50条4】【50条9】 e. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>【5条9】 また、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】 ①の相違</p> <p>【柏崎7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>よる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>【5条10】 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>【50条11】 f. 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、基準地震動S_sによる地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、浸水防止機能に影響を及ぼさない設計とする。また、浸水防止設備のうち動的機器である隔離弁については、基準地震動S_sによる地震力に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。さらに、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>なお、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。ただし、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎7，東海第二】 島根2号機では浸水防止設備に該当する隔離弁、ポンプ及び配管があるため、その設計方針を記載している。 （以下、③の相違）</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>【5 条 11】【50 条 13】 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【50 条 12】 g. Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>【5 条 12】 Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。【5 条 13】 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>【50 条 14】 h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設は、それら以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>【5条14】【50条15】</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.2.多様性、位置的分散等」に基づく設計とする。</p> <p>【50条16】</p> <p>j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6)緊急時対策所」に示す。</p> <p>【50条17】</p> <p>k. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。【5条16】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>【50条18】</p> <p>1. Sクラスの施設及びその間接支持構造物のうち、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2000を上回る場合においても、施設の安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>【5条15】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和</p>	<p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号機では、後述する「(3)地震力の算定方法」に記載</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>柏崎7及び島根2号機は基礎地盤の傾斜が目安値を上回る場合の設計方針を記載</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2000を上回る場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>【50条19】</p> <p>m. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。</p> <p>弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【5条17】</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>【5条18】</p> <p>(a) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <p>【5条19】</p> <p>・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配</p>	<p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号機は、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針について記載。</p> <p>(以下、④の相違)</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>管系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 ・津波監視設備 <p>【5 条 20】</p> <p>(b) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。【5 条 21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、二次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第二条第二項第六号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。） ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 	

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>・使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>【5 条 22】</p> <p>(c) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>【5 条 23】</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 2. 1. 1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>【5 条 24】</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>【50 条 20】</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>【50 条 21】</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>【50 条 22】</p>	

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ.以外のもの 【50 条 23】</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの 【50 条 24】</p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(a)以外の常設のもの</u> 【50 条 25】</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 【50 条 26】 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。 【50 条 27】</p> <p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 【5 条 25】【50 条 28】</p> <p>a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。 【5 条 26】</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>【5条27】 重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力をそれぞれ適用する。</p> <p>【50条29】 (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>【5条28】 ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>【5条29】 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</p> <p>【5条30】 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎7】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>方向に一定として求めた鉛直震度から算定するものとする。</p> <p>【5 条 31】 ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>【5 条 32】 (b) 機器・配管系 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>【5 条 33】 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考えて設定する。</p> <p>【5 条 34】 b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。</p> <p>Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用する。</p> <p>【5 条 35】 Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>【5 条 36】</p>	

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。ただし、<u>浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力を適用する。</u></p> <p>【5 条 37】 <u>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。</u></p> <p>【50 条 30】 <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については、共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</u></p> <p>【50 条 31】 <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。</u></p> <p>【50 条 32】 <u>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化したうえでの地震応答解析、加振試験等を実施する。</u></p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎 7】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>【50 条 33】 動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。 動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮したうえで既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>【5 条 38】 (a) 入力地震動 <u>解放基盤表面は、S波速度が 700m/s 以上となっている標高-10m としている。</u></p> <p>【5 条 39】【50 条 34】</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ 2 次元 FEM 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p> <p>【5 条 40】 また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>【5 条 41】 また、設計基準対象施設における耐震重要度分類が B クラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設</p>	<p>・解放基盤表面位置の設定方針の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】 各プラント固有の地盤条件に基づき、解放基盤表面位置を設定する</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定したうえで、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>【5条44】【50条37】</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p> <p>有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】 ①の相違</p> <p>【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・モデル化方針の相違</p> <p>【柏崎7】 柏崎7は耐震壁の剛性を実剛性とするが、島根2号機は設計剛性とする</p> <p>・設計方針の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。</p> <p>原子炉建物については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>【5条45】【50条38】【50条39】</p> <p>(ロ) 機器・配管系</p>	<p>【東海第二、柏崎7】 島根2号機は、液状化強度試験結果と比較して簡易設定法により決定される液状化強度特性が保守的となることから、これを用いる</p> <p>・対象施設の相違 【柏崎7】 島根2号機は原子炉建物の3次元FEM解析を実施する（柏崎7タービン建屋は片側の妻壁に壁が無い等により3次元FEM解析を実施するが、島根2号機タービン建物は先行炉と同様に両側妻壁が存在することから3次元FEM解析を実施しない）</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し、スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した設計用床応答ス</p>	<p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>島根2号機では原子炉本体基礎についてコンクリートの剛性変化を考慮した復元力特性を設定しない。</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>ペクトルを用いる。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性等のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>【5条46】</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>【5条47】【50条40】</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>なお、自然現象に関する組合せは、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p>	

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の下 自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異 常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条 件（風、積雪）</p> <p>ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがあ る事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対 処施設の機能を必要とする状態 【5 条 48】【50 条 41】【50 条 42】【50 条 43】 【50 条 44】【50 条 45】【50 条 46】【50 条 47】</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状 態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ. の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待 機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合 であって運転条件が所定の制限値以内にある運転 状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の 故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操 作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想され る外乱によって発生する異常な状態であって、当 該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材 圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあ</p>	<p>・考慮する条件の相違 【柏崎 7】 島根 2号機は「風」を 考慮。 (以下、⑤の相違)</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>るものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（<u>風</u>、<u>積雪</u>）</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態 【5 条 49】【50 条 48】【50 条 49】【50 条 50】 【50 条 51】【50 条 52】【50 条 53】</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力、<u>風荷重</u>、<u>積雪荷重</u> ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【5 条 50】【50 条 54】【50 条 55】【50 条 56】 【50 条 57】【50 条 58】【50 条 59】</p> <p>ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>	<p>・考慮する条件の相違 【柏崎7】 ⑤の相違</p> <p>・考慮する条件の相違 【柏崎7】 ⑤の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>【5条51】【50条60】</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力、<u>風荷重</u>、<u>積雪荷重</u> ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【5条52】【50条61】【50条62】【50条63】 【50条64】【50条65】【50条66】</p> <p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している<u>風及び積雪</u>による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 【5条53】【50条67】</p> <p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。） イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条54】【50条68】 ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。<u>*</u> 【5条55】 ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u></p>	<p>・考慮する条件の相違 【柏崎7】 ⑤の相違</p> <p>・考慮する条件の相違 【柏崎7】 ⑤の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ，地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>【50条69】</p> <p>ニ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。</p> <p>この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案のうえ設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</p> <p>以上を踏まえ，原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力，温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については，一旦事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期</p>	<p>【東海第二】 ①の相違</p> <p>【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】 ①の相違</p> <p>【柏崎7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧原子炉代替注水系又は低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる荷重の設定において考慮しない。</p> <p>また、その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>【50 条 70】</p> <p>ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>【5 条 56】【50 条 71】</p>	<p>・記載の適正化 【東海第二，柏崎7】 荷重条件を明確化</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・表現上の相違 【東海第二】 JEAG4601 の考え方を補足的に示したものであり、島根2号機では記載しない。</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>注記*:原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>【5条57】</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>【5条58】【50条72】</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>【5条59】</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用す</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>島根2号機は鋼製の格納容器であり、JEAG4601に基づく設計をしているが、柏崎7はコンクリート製原子炉格納容器規格に基づき異常時配管荷重を考慮。(以下、⑥の相違)</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>る荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>【50 条 73】</p> <p>ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>【5 条 60】</p> <p>ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案のうえ設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮したうえで設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）との組合せについては、以下を基本方針とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備に</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧原子炉代替注水系又は低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力と組み合わせる荷重の設定において考慮しない。</p> <p>その他の施設については、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>【50 条 74】</p> <p>へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二、柏崎7】 荷重条件を明確化</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号機では設備の復旧に期待して荷重の継続時間の設定をしていない。</p> <p>・設備構成の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>【5条61】【50条75】</p> <p>ト. <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。【5条62】</u></p> <p>(c) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</u></p> <p>イ. <u>津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>ロ. <u>浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重並びに運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設</u></p>	<p>【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎7】 ⑥の相違 【東海第二】 東海第二は格納容器がMARK-IIであり、格納容器底部ライナーはコンクリート上に設置されているためCCV規格を適用しているが、島根2号機では格納容器底部ライナーがないためCCV規格は適用しない</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎7】 ③の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>上記イ.及びロ.については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動S_sによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>【5 条 63】</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせる算定するものとする。</p> <p>【5 条 64】【50 条 76】</p> <p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>【50 条 77】</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物</p> <p>(イ) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリに</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設に対してイ.(イ)に示</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>おける長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>【5 条 65】</p> <p><u>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(チ.に記載のものを除く。))</u></p> <p><u>上記イ.(ロ)による許容限界とする。</u></p> <p><u>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力との組合せに対する許容限界は上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>【50 条 78】</p> <p><u>ハ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのものが設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(ト.及びリ.に記載のものを除く。))</u></p> <p>上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>【5 条 66】【50 条 79】</p>	<p>す許容限界は適用しない。</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>三. 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ト., チ. 及びリ. に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ. (ロ)を適用するほか, 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物が, 変形等に対して, その支持機能を損なわないものとする。</p> <p>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は, 支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>【5 条 67】【50 条 80】</p> <p>ホ. 建物・構築物の保有水平耐力（ト., チ. 及びリ. に記載のものを除く。）</p> <p>建物・構築物については, 当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは, 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については, 上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>【5 条 68】【50 条 81】</p> <p>ハ. 気密性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能, 貯水機能を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能, 貯水機能が必要な建物・構築物については, その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>【5 条 69】【50 条 82】</p> <p>ト. 屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・記載の適正化 【東海第二】 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント又は短期許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は短期許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。構造部材のうち、鋼材の曲げについては降伏曲げモーメント又は短期許容応力度、せん断については許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント、終局曲げモーメント、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し<u>適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p> <p>【5 条 70】</p> <p><u>チ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設の土木構造物</u></p> <p><u>上記ト. (ロ)による許容限界とする。</u></p> <p>【50 条 83】</p> <p><u>リ. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</u></p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>【5 条 71】【50 条 84】</p>	<p>故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設に対して. (イ) に示す許容限界は適用しない。</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二、柏崎7】</p> <p>島根2号機はコンクリートと鋼材に区分し、面内せん断及び面外せん断について個別に記載している。</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系</p> <p>(イ) 弾性設計用地震動 S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする (評価項目は応力等)。</p> <p>ただし, 原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては, 下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても, その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し, その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力, 荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また, 地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については, 基準地震動 S_sによる応答に対して, 試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>【5 条 72】</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものが設置される重大事故等対処施設</p> <p>イ. (ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, イ. (イ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>【50 条 85】</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする（評価項目は応力等）。</p> <p>【5条73】【50条86】</p> <p>ニ. チャンネルボックス</p> <p>チャンネルボックスは、地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。</p> <p>【5条74】</p> <p>ホ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで）</p> <p>主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動S_sに対して、主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁より主蒸気止め弁まで）は弾性設計用地震動S_dに対してイ.（ロ）に示す許容限界を適用する。</p> <p>【5条75】</p> <p>ヘ. 燃料被覆管</p> <p>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>（イ）弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。</p> <p>（ロ）基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>④の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>【5条76】</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動S_sによる地震力に対して、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。</u></p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については、<u>基準地震動S_sによる地震力に対して、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。さらに、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられることを確認する。</u></p> <p>【5条77】</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、<u>それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>波及的影響については、<u>上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。</u>なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎7】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎7】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二、柏崎7】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行う。</p> <p>【5条78】【5条79】【5条80】【5条81】 【50条87】</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の<u>周辺にある上位クラス施設以外の施設</u>（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p><u>上位クラス施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。設計に当たっては、施設の配置、構成等の特徴を考慮することとし、下位クラス施設と上位クラス施設が物理的に分離されず設置される等、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の確認において配慮を要する場合は、その特徴に留意して設計を行う。</u>また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</p> <p>【5条82】【5条83】【5条84】</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u>が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u>が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>【50条87】【50条88】</p>	<p>・記載の充実 【東海第二、柏崎7】 島根2号機の特徴を踏まえた波及的影響評価方針を記載</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違 ・設備構成の相違 【東海第二】 ①の相違 【柏崎7】 ②の相違</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>【5 条 85】</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>【5 条 86】</p> <p>(c) <u>建物内</u>における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建物内</u>の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>【5 条 87】</p> <p>(d) <u>屋外</u>における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>屋外</u>の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>【5 条 88】</p> <p>b. <u>主要施設への地下水の影響</u> <u>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより山から海に向かう地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、建設時から地下水位低下設備を設置していた原子炉建物等の建物・構築物に作用する揚圧力の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備</u></p>	

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>…(浸水防護施設の設備と兼用)を新設する。地下水位低下設備は、揚水井戸(個数1)及び多重化した揚水系統(揚水ポンプ(容量216m³/h/個、揚程35m、原動機出力37kW、個数2/系統)、水位計(個数1/系統、計測範囲EL-21.6m~EL-11.6m)、配管等)で構成する。</p> <p><u>耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設のうち、原子炉建物等の建設時の設計において地下水位低下設備の機能を考慮している建物・構築物については、地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</u></p> <p><u>なお、地下水位低下設備の機能に期待しない屋外重要土木構造物等については、自然水位より保守的に高く設定した水位又は地表面に設計地下水位を設定し水圧による影響を考慮する。</u></p> <p><u>地下水位低下設備は、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用交流電源設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、地下水位低下設備の揚水系統1系統が機能喪失した場合や点検により運用が出来ない場合に備え、復旧用可搬ポンプを配備する。</u></p> <p>【5条89】【50条89】</p> <p>(6) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p>	<p>・設計方針の明確化</p> <p>【東海第二、柏崎7】</p> <p>耐震評価で地下水位低下設備を考慮する建物・構築物を明確化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二、柏崎7】</p> <p>島根2号機では、地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の設計地下水位の設定方針について記載。</p> <p>・設備運用の相違</p> <p>【柏崎7、東海第二】</p> <p>1系統機能喪失時の設備運用を記載。</p>

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>【50 条 90】</p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p><u>耐震重要施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</u></p> <p>【5 条 90】</p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</u></p> <p>【50 条 91】</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p>

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針）

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	島根原子力発電所 2号機	備考
		2. 燃料貯蔵設備 <u>使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスクを含む。）</u> <u>は保有しない。</u> 【4条1】【5条91】【26条51】【7条共通17】	・設備の相違 【東海第二】 島根2号機では、使用済燃料乾式貯蔵設備を施設しない。